

## 平成22年第5回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期            9月1日（水）から14日（火）まで14日間

2 日 程            下表のとおり

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月1日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
2日	木			
3日	金			
4日	土			
5日	日			
6日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
7日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
9日	木	民生産業委員会	10時	付託事件審査
10日	金	総務文教委員会	10時	付託事件審査
11日	土			
12日	日			
13日	月			
14日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成22年鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号）						
平成22年9月1日（水）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成22年9月1日 午後1時00分				日高直幸	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成22年9月1日 午後1時48分				日高直幸	
出席及び 欠席議員		氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正彦	出欠			
	5	武谷保正	出欠			
	6	岡崎邦博	出欠			
	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
	10	川野高實	出欠			
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	5番	武谷保正		6番	岡崎邦博	

職 出 務 席	議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	渡辺智文	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	原繁幸	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	岡松要一	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	白石秀美	出欠
	総務課長	阿部哲	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	松澤守	出欠	病院事務局長	中野真路	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	税務住民課長	熊井照明	出欠	教育課長	平瀬研一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

## 平成22年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月1日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第51号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第4 議案第52号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定
- 日程第5 議案第53号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第54号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第55号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第56号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第57号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第59号 平成21年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第60号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第61号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第62号 平成21年度鞍手町がんがいを施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第63号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第64号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第65号 平成21年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第66号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第67号 平成21年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第20 議案第68号 平成21年度鞍手町病院事業会計決算認定
- 日程第21 議案第69号 平成21年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
- 日程第22 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成22年度固定資産税の課税免除
- 日程第23 議案第71号 鞍手町道路線の認定
- 日程第24 議案第72号 鞍手町道路線の認定
- 日程第25 議案第73号 鞍手町道路線の認定

平成22年9月1日（第1日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

只今から、平成22年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 柴田 好輝君

浄水場改良工事の入札延期について行政報告をいたします。

本工事の予定価格は11億5千万円で、高度浄水施設を整備する事業として平成22年8月2日町に指名願いを提出している企業の内から、従業員数約500人規模以上で、水道施設事業の資格を有している特定建設業者、又は高度処理施設工事の実績を有する特定建設業者12社を指名し、平成22年8月23日に入札を行うこととしていました。

しかし、指名した12社の内8社が、技術者が足りない等の理由で入札を辞退される中で、8月18日午後この工事の入札において、残りの4社の一部で口裏合わせをしているという情報が匿名で寄せられたことから、翌19日に副町長を委員長とする、公正入札調査委員会を立ち上げて協議しました結果、談合情報マニュアルに沿って、公正取引委員会に通知するとともに8月23日の入札を延期し、この真偽を確かめるため、後日4社から事情聴取をすることにいたしました。

8月27日にこの4社から事情聴取をしましたが、寄せられた情報のような事実が認められないことから、現在誓約書を9月2日までに提出することを求めているところであります。

誓約書が提出された後、再度鞍手町公正調査委員会を召集し、情報の真意について審査をいたします。

同委員会におきましては、情報の事実が確認出来ないと結論付けられた場合には、改めて入札日を指定して入札を行う予定であります。また公正取引委員会にも経過等を報告することにしていきます。

尚、入札執行後の談合の事実が明らかになった場合には、契約は無効となることを通知していることを申し添えておきます。以上です。

○議長 日高 直幸君

以上で行政報告を終わります。

先ず町長より提出されています、平成21年度決算に係わる財政健全化判断批准率及び、公益企業の資金不足比率報告書、鞍手町行財政改革集中改革プランの結果の報告及び、工事請負契約

状況報告書と、教育長より提出されています教育委員会点検評価の報告と、監査より提出されています、月例現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認ください。

次に、本日まで受理しました陳情1件はお手元に配布しています陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第117条の規定により、議長において5番議員 武谷保正君及び6番議員 岡崎邦博君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から9月14日までの14日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から9月14日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第51号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第3 議案第51号について、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第51号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員であります野中眞知氏は、前任者の後任として平成22年3月3日付で教育委員に就任され、その残任期間が、本年10月6日をもって満了することに伴い、同氏を再度任命することについて、議会の同意を求めるものです。

なお、別紙で略歴書を添付していますのでご参照ください。

以上が、日程第3 議案第51号の提案説明であります。

ご審議の上 ご協賛のほど よろしくお願いたします。

○議長 日高 直幸君

これから質疑を行います。

議案第51号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第51号については、会議規則第38号 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いを思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第51号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第51号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に、野中眞知氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第51号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時10分

再会 13時12分

○議長 日高 直幸君

会議を再開します。

日程第4 議案第52号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第4 議案第52号について、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第52号は、鞍手町過疎地域自立促進計画の策定であります。

本町は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正で、平成22年4月1日から、同法の適用対象地域に指定されました。

そのため、総合的かつ計画的に地域の自立促進を図るための過疎地域自立促進計画を策定するにあたり、同法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この過疎地域自立促進計画は本年8月20日付けで福岡県知事との協議も整っております。

以上が、日程第4 議案第52号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく願いたします。

**○議長 日高 直幸君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第5 議案第53号及び日程第6 議案第54号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 柴田 好輝君**

日程第5 議案第53号及び日程第6 議案第54号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第53号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例であります。

本町は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正で、平成22年4月1日から、同法の適用対象地域に指定されたことにより、本町に製造業等の工場を新設、増設し、固定資産税の課税免除措置を講じた場合には、税の減収分の75%が、交付税補てんの対象となります。

そのため、条例内容を改める必要がありますので、条例の一部を改正するものです。

以上が、日程第5 議案第53号の提案説明であります。

次に、日程第6 議案第54号は、鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例であります。

鞍手町長谷別館は、鞍手町中央公民館の別館として、地域住民の生活に即する生涯学習の場として、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため活用してきました。

しかし、昨年実施された行政評価・外部評価委員会では、経済効果等の観点から、同施設を廃止すべきとの評価がなされ、その後検討を重ねた結果、現在の施設の利用実態、施設の老朽化による安全性の問題、設備等の経年劣化による維持管理費の増大などが予想されることから、今回、長谷別館を廃止することとしました。

以上が、日程第6 議案第54号の提案説明であります。

以上、日程第5 議案第53号及び日程第6 議案第54号の2件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いたします。

**○議長 日高 直幸君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第55号から、日程第10 議案第58号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第7 議案第55号から 日程第10 議案第58号までの4件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第55号は、平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）であります。本補正予算は、歳入で、普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の交付限度額等が確定したこと、平成21年度決算に伴う平成22年度の繰越金が確定したことなどに伴う補正となっております。

また、歳出では、電算システム更新に伴う電算室の移設工事費や、衛生センターの修繕料、町道の補修に伴う工事費、町営住宅の修理に伴う工事費及び7月13日から14日にかけての大雨による災害復旧費等を盛り込んだ補正予算となっております。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ266,861千円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ6,245,845千円となっております。

補正の主なものを申し上げますと、歳入で

地方特例交付金追加	9,586千円
地方交付税追加	185,358千円
国庫負担金追加	3,542千円
国庫補助金追加	841千円
県負担金追加	173千円
県補助金追加	22,383千円
県委託金減額	△506千円
寄附金追加	500千円
繰入金減額	△46,834千円
繰越金追加	35,010万円
雑入追加	9,734千円
町債追加	47,073千円

歳出では2款 総務費で



財産管理費追加	23,958千円
財政調整基金費追加	166,277千円
町長選挙及び町議会議員補欠選挙費減額	△1,245千円
3款 民生費で	
国民健康保険基盤安定費減額	△3,091千円
障害者自立支援費追加	8,116千円
児童福祉施設費追加	9,472千円
4款 衛生費で、	
し尿処理費追加	17,024千円
5款 労働費で、	
緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費追加	7,657千円
6款 農林水産業費で、	
農林振興費追加	421千円
8款 土木費で	
道路橋梁費追加	11,539千円
用排水路費追加	8,065千円
住宅管理費追加	9,959千円
9款 消防費で	
水防費追加	500千円
10款 教育費で	
中学校管理費減額	△1,104千円
定時制高校管理費追加	3,003千円
学校給食総務費追加	1,111千円
11款 災害復旧費で	
現年発生公共土木施設単独災害復旧費	2,700千円

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に、日程第8 議案第56号は、平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、6月の国民健康保険税の本算定に伴う保険税の減額や保険基盤安定負担金の変更、また、平成21年度出納閉鎖に伴い保険税滞納繰越額や繰上充用金が確定したことにより、歳入歳出予算の補正等を行ったものであります。

関係予算項目を調整し、歳入歳出それぞれ2,174千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,243,567千円としました。

補正の主なものを申し上げますと、歳入では、

1 款	国民健康保険税減額	△21,915千円
3 款	国庫支出金追加	20,737千円
4 款	療養給付費交付金追加	7,026千円
5 款	県支出金減額	△4,233千円
10 款	繰入金減額	△3,091千円
11 款	繰越金減額	△1千円
12 款	諸収入減額	△697千円

歳出では、

1 款	総務費追加	676千円
5 款	老人保健拠出金減額	△2,119千円
6 款	介護納付金減額	△9,431千円
10 款	諸支出金追加	9,397千円
12 款	前年度繰上充用金減額	△697千円

を主な内容として調整いたしました。

以上が、補正予算第2号の概要であります。

次に、日程第9 議案第57号は、平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、平成21年度出納閉鎖に伴う繰越金の確定及び前年度医療費、事務費の精算による還付金の確定によるものであります。

関係予算項目を調整し、歳入歳出それぞれ855千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ7,359千円としました。

補正の主なものを申し上げますと、歳入では、

1 款	支払基金交付金追加	118千円
2 款	国庫支出金追加	721千円
3 款	県支出金追加	20千円
5 款	繰越金減額	△4千円

歳出では、

3 款	諸支出金追加	858千円
-----	--------	-------

4 款 予備費減額

△3 千円

を主な内容として調整いたしました。

以上が、補正予算第2号の概要であります。

次に、日程第10 議案第58号は、平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、2年ごとに見直される保険料率の改定や、7月の後期高齢者医療広域連合の本算定による賦課決定に伴う保険料の追加、平成21年度出納閉鎖に伴う繰越金の確定などによるものであります。

関係予算項目を調整し、歳入歳出それぞれ27,880千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,056,73千円としました。

補正の主なものを申し上げますと、歳入では、

1 款 後期高齢者医療保険料追加	27,830 千円
5 款 繰越金追加	120 千円
6 款 諸収入減額	△70 千円

歳出では、

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金追加	27,558 千円
3 款 諸支出金追加	323 千円
4 款 予備費減額	△1 千円

を主な内容として調整いたしました。

以上が、補正予算第1号の概要であります。

以上、日程第7 議案第55号から日程第10 議案第58号までの4件についての提案説明であります。

ご審議の上 ご協賛のほど よろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第11 議案第59号から日程第21 議案第69号までの11件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝

日程第11 議案第59号から 日程第21 議案第69号までの11件は、平成21年度一

般会計、各特別会計及び各公営企業会計の歳入歳出決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第11 議案第59号は、平成21年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額	6,525,814,409円
歳出総額	6,446,113,400円
差引額	79,701,009円
実質収支額	70,010,009円

日程第12 議案第60号は、平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額	2,006,939,818円
歳出総額	2,062,141,702円
差引額	△55,201,884円
実質収支額	△55,201,884円

日程第13 議案第61号は、平成21年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額	11,644,488円
歳出総額	11,998,761円
差引額	△354,273円
実質収支額	△354,273円

日程第14 議案第62号は、平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額	55,410,028円
歳出総額	55,403,074円
差引額	6,954円
実質収支額	6,954円

日程第15 議案第63号は、平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額	191,856,275円
歳出総額	190,979,811円
差引額	876,464円
実質収支額	876,464円

日程第16 議案第64号は、平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額	1,364,202円
歳出総額	1,351,777円
差引額	12,425円
実質収支額	12,425円

日程第17 議案第65号は、平成21年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額	749,304,419円
歳出総額	745,230,950円
差引額	4,073,469円
実質収支額	4,073,469円

日程第18 議案第66号は、平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額	7,787,210円
歳出総額	7,780,914円
差引額	6,296円
実質収支額	6,296円

以上8件は、平成21年度に係る一般会計及び各特別会計における、歳入歳出決算額、差引額及び実質収支額であります。

決算書に監査結果の意見書、主要施策の成果及び予算執行の実績報告書を添付していますので、ご参照ください。

次に、日程第19 議案第67号は、平成21年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

平成21年度鞍手町水道事業会計決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、

収入決算額	319,130,036円
支出決算額	305,411,271円
収支差引	13,718,765円の

黒字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、

収入決算額	79,202,804円
支出決算額	141,103,896円で
不足する額	61,901,092円は、

当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に損益計算においては、

営業損益の部で	24,870,126円の営業利益、
営業外損益の部で	13,927,303円の営業外損失で、
経常利益	10,942,823円となります。

その結果、当期純利益10,942,823円を確保することができ、当年度末処分利益剰余金は、156,241,518円となります。

したがって、利益剰余金処分計算(案)で減債積立金1,000千円及び建設改良積立金4,000千円をご承認いただきたく提案いたしております。

資本的事業につきましては、配水管等の布設替工事を17件、総延長2千33.1mを布設替えいたしました。

また、浄水場改良工事に伴う設計及び調査業務委託と水質自動測定装置の設置を行いました。固定資産では、有収水量確保のため、量水器901個を購入し、取替えいたしました。

以上が、平成21年度鞍手町水道事業会計決算の概要であります。

なお、決算書とともに、財務諸表及び付属説明書を添付しておりますので、ご精査ください。

また、監査意見書を添付しておりますのでご参照ください。

次に、日程第20 議案第68号は、平成21年度鞍手町病院事業会計決算認定であります。

平成21年度鞍手町病院事業会計決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、

収入決算額	2,588,112,069円
支出決算額	2,677,899,460円で

収支差引 89,787,391円の

赤字決算となりました。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、

収入決算額 91,064千円、

支出決算額 243,828,826円で

収支差引 152,764,826円の

資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金176,902,899円より補填しております。

次に、損益計算においては、

医業損益の部で、 130,989,129円の医業損失、

医業外損益の部で、 37,987,330円の医業外利益で、

経常損失 93,001,799円となります。

その結果、

当年度純損失 93,001,799円

及び前年度繰越欠損金 131,339,348円で、

当年度未処利欠損金は、 224,341,147円となります。

したがって、欠損金処理計算書(案)で、翌年度へ繰り越すべき欠損金を計上いたしておりますので、ご承認いただきたく提案しております。

以上が、平成21年度鞍手町病院事業会計決算の概要であります。

なお、決算書とともに、財務諸表及び附属明細書を添付しておりますのでご精査下さい。

また、監査意見書を添付しておりますのでご参照ください。

次に、日程第21 議案第69号は、平成21年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定であります。

平成21年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算の概要を申し上げますと、

予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、

収入決算額 325,909,555円、

支出決算額 313,995,886円で

収支差引 11,913,669円の

黒字決算となりました。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、

収入決算額 105,000円、

支出決算額	20,004,065円で
収支差引	19,899,065円の

資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金35,139,209円より補填いたしております。

次に、損益決算書においては、	
施設運営事業損益の部で、	22,508,462円の営業利益、
施設運営事業外損益の部で、	10,642,593円の営業外損失で、
経常利益	11,865,869円となります。
その結果、	
当年度純利益	11,865,869円
前年度繰越利益剰余金	61,388,930円で、
当年度末処分利益剰余金が、	73,254,799円となっております。

したがって、剰余金処分計算書(案)で、減債積立金1,000千円の処分を計上しておりますので、ご承認いただきたく提案しております。

以上が、平成21年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算の概要であります。

なお、決算書とともに、財務諸表及び附属明細書を添付いたしておりますので、ご精査ください。

また、監査意見書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第11 議案第59号から日程第21 議案第69号までの11件の提案説明であります。

ご審議の上 ご承認のほどよろしくお願いいたします。

**○議長 日高 直幸君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第22 議案第70号から日程第25 議案第73号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 柴田 好輝君**

日程第22 議案第70号から日程第25 議案第73号の4件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第22 議案第70号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成22年度固定



資産税の課税免除であります。

鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成22年度固定資産税の課税免除対象事業所は、北九州計装(株)、(株)ナガワの2事業所で、両事業所とも新設の第3年度となります。

算定の結果、総額1,269,300円の課税免除の額を決定しようとするものです。

以上が、日程第22 議案第70号の提案説明あります。

次に日程第23 議案第71号は、鞍手町道路線の認定であります。

本路線は、鞍手町大字中山地内 路線番号536号 役場～山ヶ崎線1号で、地元の要望及び道路区域が確定したことから、今回町道認定するものです。

以上が、日程第23 議案第71号の提案説明であります。

次に、日程第24 議案第72号は、鞍手町道路線の認定であります。

本路線は、鞍手町大字中山地内 路線番号537号 役場～山ヶ崎線2号で、地元の要望及び道路区域が確定したことから、今回町道認定するものです。

以上が、日程第24 議案第72号の提案説明であります。

次に日程第25 議案第73号は、鞍手町道路線の認定であります。

本路線は、鞍手町大字中山地内 路線番号17号 本町～立林線でインターチェンジのアクセス道路として、現在整備中の一般県道 直方～鞍手線と併行する一部区間が、福岡県より移管されることに伴い、今回町道として認定するものです。

以上が、日程第25 議案第73号の提案説明であります。

以上、日程第22 議案第70号から 日程第25 議案第73号の4件についての提案説明であります。

ご審議の上 ご協賛のほど よろしく願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日2日から5日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日2日から5日までの4日間を、休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時48分

平成22年鞍手町議会第5回定例会会議録（第2号）						
平成22年9月6日（月）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成22年9月6日 午後1時00分				日高直幸	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成22年9月6日 午後4時44分				日高直幸	
出席及び 欠席議員		氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲 也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正 彦	出欠			
	出席 13人	5	武谷保正	出欠		
	欠席 0人	6	岡崎邦博	出欠		
	欠員 0人	7	日高直幸	出欠		
		8	田中二三輝	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	川野高實	出欠			
会議録署名 議員	5番	武谷保正		6番	岡崎邦博	

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出欠
	町 長	柴 田 好 輝	出欠	会計課長	原 繁 幸	出欠
	副町長	本 松 吉 憲	出欠	建設課長	岡 松 要 一	出欠
	教育長	山 本 喜久男	出欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出欠
	総務課長	阿 部 哲	出欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出欠
	税務住民課長	熊 井 照 明	出欠	教育課長	平 瀬 研 一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

# 平成22年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月6日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

# 一般質問通告一覧表

平成22年第5回定例会

No. 1

質 問 者	質 問 事 項 及 び 質 問 要 旨	答 弁 指 定 者
1 番 須藤信一郎	<b>1. 少子化による学校規模の適正化について</b> (1) 教育の振興の中に、教育効果を高めるため学校規模の適正化・学区の再編などが必要であるとうたっているが、その具体的な内容は	町 長 教育長
8 番 田中二三輝	<b>1. 保育サービスの充実について</b> (1) 保育所に通う子どもたちが喜び、保護者の負担軽減となる新規取り組みの導入は <b>2. インターチェンジ開通へ向けた道路の維持管理及び車両通行制限等の対策について</b> (1) 町内の道路の除草作業時に道路と歩道との間に堆積している泥等の除去対策は (2) 生活道路の安全確保と車両の通行規制は	町 長  町 長 町 長
6 番 岡崎 邦博	<b>1. 六田川流域の浸水被害の解消について</b> (1) 六田川流域の浸水被害の解消について、どう考えているのか	町 長
13 番 宇田川 亮	<b>1. ワクチン接種の公費助成について</b> (1) ヒブワクチン、肺炎球菌、子宮頸がんワクチンの接種状況は (2) 公費助成の考えは <b>2. 就学援助の拡充について</b> (1) 義務教育課程における保護者負担の現状は (2) 「義務教育無償」の点から見てどう考えるのか (3) 就学援助の拡充をすべきでは	町 長  町 長 教育長
10 番 川野 高實	<b>1. 安全・安心のまちづくりについて</b> (1) 女性特有のがん対策は (2) ふるさと納税の状況は (3) 地上デジタル放送への対応は (4) 保育所、公立学校の熱中症対策は (5) 公立中学校耐震補強工事の進捗状況は	町 長  町 長 教育長
3 番 香原 暹	<b>1. 浄水場改良工事に絡む談合問題について</b> (1) 資格要件に該当する事業者は何社か (2) 今回、12社にしぼったのはどういう理由からか (3) 何故、12社中8社も辞退したのか (4) 残りの4社で入札をし直すということだが、それで公正な競争性が確保できるのか (5) 談合情報と合致した入札結果となった場合はどう対処するのか (6) 談合を防止し、経費を節約するため、この際一般競争入札を実施しては <b>2. 仕組み債購入問題について</b> (1) それぞれの保有仕組み債の現在の評価額は (2) 今後どう処理をするのか	町 長  町 長

平成22年9月6日（第2日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に1番議員 須藤 信一郎君の質問を許可します。

○1番 須藤 信一郎君

教育長にお尋ねします。少子化による学校規模の適正化、学校統合問題についてお尋ねいたします。学校の統合化問題は長年の懸案であり、室木小学校と西川小学校の統合問題が平成20年8月より平成22年2月まで約1年半に亘って検討委員会において議論がなされたわけでございます。

しかしながら今回の検討会では諸般の事情により問題が先送りされました。鞍手町の学校統合を歴史的に見ますと、昭和30年旧剣町、西川村、古月村の3ヵ町村の合併の時に中学3校が2校になって以来、今日まで大きな変化があっておりません。昭和30年頃の人口は約3万人を少し超えたところで、児童数も大変多かったと思われま

す。しかし平成22年の現在の人口は1万7780人程度であり、小中学校の児童数も昭和60年代の2800人台から平成22年においては1236名と半減しており、特に学校によっては複式学級になるクラスが出現しているのが現状であります。

離島や僻地の学校ならやむを得ないとしても、鞍手町において複式学級を編成しなければならないというのは如何なものでしょうか。

児童の教育的見知からも決して見過ごせない問題であります。今回の過疎地域自立促進計画におきまして、学校規模の適正化、学校区の再編等を進めるとありますが、具体的にどのような計画をお持ちなのかをお伺いしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

質問議員にお答えいたします。定住人口の減少により、相対的に児童生徒が年々減少傾向にあります。小規模校が増加し、学校によっては複式学級を余儀なくされている状況があります。小学校、中学校は確かな学力、豊かな人間性、逞しく生きる健康と体力等を作る重要な時期でもあります。今後の時代を担う子どもたちの育成のため学校、家庭、地域社会が一体となって教育活動を進め、多様な個性と可能性を伸ばせる教育環境の充実及び教育水準を維持し、教育効果を高めるために学校規模の適正化、学校区の再編等が必要であります。

現在文科省が学校規模の標準として小中学校共に12学級以上、18学級以下という学校

教育法施行規則第17条に定められています。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

複式教育が現在室木小学校において実施されているわけですが、私は個人的に複式学級の経験がございませんので、その辺の事情がよく飲み込めませんが、教育長は教員でもあられ、学校長も経験されているという話をお聞きしていますが、複式学級についてどうふうにお考えでございますか。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

複式学級と申しますのは、児童数によって決まりますが、これも法律によって定められています。小学校1年生、2年生を含みます場合は8名以下、2年生から6年生まで含みます隣接学級は16名以下という人員構成をもって複式学級となります。現在室木小学校は本来ならば本年度2つの複式学級が出来るはずなのです。現状では4年と5年生が複式学級になっています。もう1つ出来るはずでしたが、県と折衝しましてダブル複式は非常に厳しいと。というのは教頭が引き上げられますのでしっかり県と折衝しましたところ、本年度に限り激変緩和ということで1名付けて頂きまして、複式学級が1つ4年生と5年生があります。

現状では先程ご指摘のように児童数が下がっております。統計をとりますと平成25年度まで複式学級が室木では続くと。現状では本年度或いは来年の23年度までダブル複式の形になります。普通学級数が4クラスですね。来年度は激変緩和がとれないと思いますので、おそらく2つの複式学級が出来て、4学級ということになります。以上現状を報告します。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

私の質問の趣旨は現状の内容についてということではなくて、複式学級の教育的効果ということについて、現職の教員を経験された方としてどうふうにお考えになるのか。少人数であるからメリットもあるとは思いますが、余りにも数が少なすぎていろんな問題が生ずると思いますので、その辺のところをお尋ねしたいのですが。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

少人数であればメリットもデメリットもございます。まず複式学級になりますと先生が1人付きまして、2つの学年を同時に見るということになりますと、渡りで授業をする5年生の授業の時は片方が自学自習です。4年生に教員が渡った時には5年生は自学自習という内容ですので教育的には私はデメリットだと思っております。ところが現状ではかつがつ学校

努力で5教科等については国語、算数、理科、社会は余分な先生はおりませんが、無理をして付けて渡り授業をしないように努力をしております。

複式というのは確かに人を育てる上で少人数教育ですから良さそうでございますが、人間関係が固定化されます。そういう部分が続きますと社会に出た時には課題があるかと思っております。本来学校は多様な集団の中で人間関係等を含めて、子どもたちが成長していくのが自然かと思われまます。従いまして一定規模の児童数が必要でございます。そういう気持ちを私はもっております。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

私の質問の趣旨と見解が私の伺おうとすることと少し離れているような気がいたしますが、これからの計画として室木小学校、西川小学校の答申の中でも、父兄も反対という意見も多かったのですが、その中に2校だけの統合ということを考えるのではなくて、これからも全般的に児童数の減少がありますし、2校が統合してもまた5年、10年もしない内に次の学校との統合という問題が生じてくるのではないのかなというご意見もあったように思います。

全町的に児童数が減少するわけですので、他の市町村もそうですが、近郊の市町村においても統合問題というのは大変やっかいな問題となっております。

鞍手町においても2校、3校という統合を考える以上に全町的に現在の中学校2校、小学校6校をどういうふうに再編するかということを検討する必要があると思っております。

第5次の鞍手町過疎地域自立促進計画において、是非この問題を具体的な形で取り上げて頂きたいというふうに思うのです。これは先程お話しましたように昭和30年以来学校数が変化していないという状況があります。これがいいか悪いかは別にしまして、生徒数の半減以下という状況を考えれば、教育的な向上の性質からしても、ここで話を前に進めていく必要があるというふうに私は考えるのですが、その具体的な案について教育長の方であればお聞かせ頂きたいのですが。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

私は具体的な案というのは私見になりますので控えさせていただきますが、いずれにしても統合問題については避けて通れない時期が来ていると私は思います。ただ、具体的な取り組みの内容についてというご質問ですが、先程申しましたように私の口からは直接どうこうするという事は言えませんが、仮に鞍手町の過疎地域自立促進計画案が策定されておりますが、その中に謳っている内容を進めて行くということになれば、仮称鞍手町学校等整備計画というものを立ち上げながら、策定委員会なるものを執行部、教育委員会と話ながら作り上げて、そして具体的な案を練り上げていくと。だから来年、再来年がということではなくて、統合問題は非常に難しい部分を含んでおりますので、慎重に長期的な展望で考えて行きたいと考



ております。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

お話の概要は分かりましたけれども、具体的に懸案事項を上げて進めて行かないと話は何時までも進まないわけです。教育長の在任中に話が進まなければ次の教育長の時代になりま  
すし、近隣の市町村でも話が上がり、新聞等に先日は直方の審議会の答案が載っていましたが、やはり鞍手町においてもこの問題を押し進めないことには話にならないと思います。

私の質問は学校規模の適正化、学校区の再編等を進めるといふふうに書かれておるのですが、それについて具体的な案がなければならぬと思います。一応問題としては非常に難しいのですが、何年くらいを目処にして答案をまとめるとか、計画を進めるとかということがどうしても必要になって参ります。そうしないと昭和30年来何ら変わっていないこの問題が児童数の半減以下というような状況にありながら5年、10年と進まないのではないかと考えております。その点教育長の再編等を進めると謳われている事例はどういうふうな案を考えられているのか。個人的な見解ということで回答を控えさせていただきますが、教育長自身が話を前に進めないと話が進みません。是非その点を検討して頂きたいのですが、私案でもよろしいので出来れば話をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

先程申しましたように鞍手町学校等整備計画策定委員会等なるものを、これは各種団体、或いは校長会、或いはPTA等を交えて協議会、検討会が出来れば、そこで具体的な内容に入って行けると思っております。

ただ、申し上げられることは、現在小学校は809名です。例年大体2~30人くらい減少しております。中学校が439名です。適正規模から中学校は現在439名ですが、これは全校で12学級と申しますと現状の定数から480名で12学級ということになります。それ以下ということになっています。こういうことから試算しますと自ずと学校数が出て来るのではないかと。但し小学校については地域によって児童数の差が大きくございます。

従いまして統廃合していくにしても、今後は学校区の変更等も交えた問題が出てくるのではないかと考えております。現状ではそれくらいしか申し上げられません。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

川崎町の方に視察に行かれておりますが、川崎町で統合になったという話でございます。この川崎町の教育長がどういうふうにして統合を進めたかという話ですが、教育委員の時に住民の説明会に回られたと。それからその中で賛成者が発言すると次第に賛成や統合もやむ

を得ないというような意見が増えて行った。或いは統合前に合同のPTA会、合同職員会、年数回の共同事業等を実施したというふうに非常に熱心に取り組んで、この問題が進められたということをお聞きしております。やはり教育長はじめ教育委員の方がこの問題に取り組むに当たって、それくらいの熱意をもって事に当たらないと、この問題は解決しないのではないかと思います。その辺の取り組みの姿勢について教育長の決意をお伺いしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

川崎町の例を上げて頂きましたが、確かに統合というのは非常に難しい問題がありまして、前段の取り組みが非常に大事かと思えます。各学校間の交流、例えば対等統合となりますと問題はありません。他の地域に校舎を建ててやるということは。ところがある学校にAという学校がBという学校に吸収されるという問題になると非常に抵抗が強いのです。川崎町もそれは経験済みでございます。どうのように解決するかというと、先程ご指摘のように職員間或いは児童間、PTA間の交流を何年かやっております。そういう形の中で、しかし、最終的には決めたことはやっていくという行政サイドで押し切ったという部分もございます。結果的には統合して良かったということです。鞍手町もそういう事例はもっております。

鞍手北中学校は元剣中学校と古月中中学校が昭和45年に統合いたしました。それは別々の学校で統合したのです。校舎は2年間ありませんでした。そして名前だけ鞍手北中学校剣校舎、鞍手北中学校古月校舎という名称で昭和45年に出来たのです。2年間だけ別々の校舎で生活をしまして、47年度に今の校舎が出来て統合したのです。

その2年間に至るまで事前に統合問題が非常に地域住民を巻き込んで反対、賛成があったのです。実際に統合して非常に活力ある学校が出来上がったという結果が出ております。

元古月小学校、古月中中学校、3小学校が1つになって鞍手北中学校が出来上がったという経緯ももっております。以上報告しておきます。

○議長 日高 直幸君

須藤 信一郎君

○1番 須藤 信一郎君

私の方で勘違いをしております、今の中学校の統合問題については昭和45年ですね。そういう事例もあると。また、いろんな反発のあった中でそれをまとめ上げて統合することによって前向きに発展をしたというお話でございます。

川崎町においても統合することによって問題点はあったのだけれども、良かったというような意見が多かったというふうに聞いております。

これを成し遂げるまでは大変な苦労があると思いますが、そこを耐えて是非話を進めて頂きたいと。複式学級が実施されているというような状況でございますので、待つに待てない時期に来ているのではというふうに考えます。これについては教育長のみならず、町長も在

任期間が3年半ありますが、その期間の間に問題を先送りするのでなくて、全町的な統合問題については是非具体案を作り、一步でも二歩でもこの問題を前進させてもらいたいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で須藤 信一郎君の質問を終了します。

次に8番議員 田中 二三輝君の質問を許可します。

○8番 田中 二三輝君

通告書に従って一般質問を行います。

前回一般質問の折に保育所の件について質問をさせていただきました。その中で保育所に通う子供達が喜び、かつ保護者の負担軽減となる新規取り組みの検討をというお願いをしておりましたが、時期的に幼稚園では来年度の新規入園児向けの募集要項等を既に配布を行っている時期に来ております。保育所としては積極的な募集を行うことは難しいとは思いますが、町内に居住している保育を必要とする子供が利用する施設であるということも理解しておりますが、だからこそ近隣の自治体で行っていない取り組みが若い世代の方々が鞍手町を居所として選択していただくための1つの選択肢になればとの思いで、この件についてもう一度お伺いいたします。

町立保育所として新規導入についてどのようなご検討になっているのでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆる保育所の新規の考えということでございますが、現在町立保育所で実施している保育サービスについては各園で実施している延長保育、剣第1保育所での休日保育、各園の園庭開放などの地域支援サービス等を行っております。私立の保育所では剣第2保育所、西川第2保育所では送迎サービスを月500円の保護者負担で実施しております。3歳児以上の完全給食等も月1000円の負担で実施していますが、町立保育所ではマイクロバスの購入費及び運転手の人件費等の負担が大きいことから送迎の実施は出来ない状況でございます。町立保育所での3歳児以上の完全給食実施については、現在ご飯かパンを持参する副食給食をしておりますが、これを完全給食とするには月1000円を保護者が負担することになるからことから、アンケート調査を実施する予定でおります。その結果によっては積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

通園バスやその他私立で行われているようなカリキュラムは予算の観点からも導入は困難であると思っております。しかしながら保育所には子供達の健康な体作りや精神面での健全な成長を助長するということでの存在意義があると思っておりますが、如何でしょうか。

○議長 日高 直幸君  
町長。

○町長 柴田 好輝君

今質問された議員が言われましたように考え方はそのとおりであります。ただ今後言えることは今の学校の児童数や保育所も減少状況にあるということから、今後今からどのように取り組んで行くかというのは今後の課題になると思っております。そういうものも含めて積極的に保育所問題についても取り組んで行きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君  
田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

新たな取り組みということについては担当の職員の方々の負担が伴うということは十分に承知しております。先程町長のご回答の中にありました給食の充実という観点での検討方針ということで理解をしまして、完全給食に向けて是非努力をしていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。インターチェンジ関係でございます。インターチェンジの工事が進みその全体像が徐々に目で確認出来るような時期になって参りました。このインターチェンジを待ち遠しく感じている1人として、町内の既存の道路の維持管理等について質問をさせていただきます。インターチェンジの開通に伴い町外からの多くの利用者を期待しておりますが、道路脇の歩道の雑草が非常に目に付く状況です。一般の歩行者の方が健康管理のためにジョギングやウォーキングをされている方々の障害となり、歩道ではなく車道を利用せざるを得ない姿を見かけます。町道、県道の違いはあると思えますが、除草作業の内容についてどのような状況でしょうか。

○議長 日高 直幸君  
町長。

○町長 柴田 好輝君

町道の除草については年に2回計画的に実施しております。県道は県が対応しておりますが、除草作業が一時期に集中するために、どうしても指摘のような状況になっておりますが、通行に支障を来さないように緊急性のある場合は職員で対応もしております。県道については県に対応を要請しているのが実状でございます。

○議長 日高 直幸君  
田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

年に2回、又県道は県の方での対応をというご回答でございますが、その作業内容は草刈り作業と理解してよろしいでしょうか。

○議長 日高 直幸君  
町長。

○町長 柴田 好輝君

主に草刈り作業という判断で良いと思っております。道路の縁石の所に泥が溜まっているという問題も指摘されておりますが、状況によって著しく悪いところは町は町が、県は県がやっていかなければならない。やって行きたいところではありますが、道路延長が大きいものですからなかなか住民の所まで行っていないのが現状だと思っております。今後またそういうものがありましたら解決に努力して行きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

草刈り作業ということで効果的な作業としては町長に触れていただきましたが、道路脇に堆積している泥や粉塵等を取り除くということが、1番効果を見るのではと思います。町内を走ってみますと粉塵等が溜まっていない箇所が見受けられ、時期的に草の勢いがあるこの時期でさえ雑草が無い状況の所があります。私もある区間粉塵等を取り除きました。草が目立たない状況がこの一ヶ月近く続いております、確かにその効果を実感しております。道路の美化と環境美化に効果があると思いますが、除草作業の発注の内容等の検討をはいかがでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今ご指摘がありました除草の中の泥の除去については、今初めてそのようなものがあるということで要望が出ておりますが、この件については内部協議をしながら今後検討していきたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

県道と作業内容の調整等いろいろあると思いますが、県に対しても強く要望していただきたいと思えます。道路の美化を進めていくという努力と、町民の方々が気持ち良く利用できる道路に向けて、町民の方々にご協力をいただけるように関係機関への働き掛けを是非行っていただきたいと思えます。このことが町長の目指している協働と互助に繋がるものと思っておりますが、如何でしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今指摘されたように自助、共助、公助。今から地域の方にもお願いをするケースが出てくると思いますが、その点はよろしくご理解とご協力を賜りたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

いろいろと調整やその他努力が必要な項目であり、更に時間の掛かることと思いますが、是非前向きにご対応をお願いします。今ある道路の除草については早急に除草作業を行っていただき、きれいな道路網でインターチェンジの開通を迎えていただきたいと思います。

次にインターチェンジへ各車両を向かわせるという課題についてお伺いいたします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この問題については副町長の方から答弁させていただきます。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わってお答えいたします。インターチェンジが出来たときの町外からの車の流れということだろうと思いますが、これについては事前に道路の交通量調査やインターチェンジ、遠賀川渡河橋が出来たときの交通量予測調査を踏まえまして、現時点で想定しておりますのが、中間遠賀地区については遠賀川の堤防を使って直方芦屋線や県道宮田遠賀線、宗像方面については直方宗像線、直方市や小竹町方面には直方鞍手線或いは直方宗像線等主要幹線を使ってインターを利用するだろうと予測しております。

○議長 日高 直幸君

田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

近隣市町村からの道路は今確実に整備されつつあります。しかし町内の道路は既存の道路が大半であり、大型車両の通行には不向きな箇所が数多くあると思っております。産業道路が主な乗り入れ口になると思いますが、その産業道路に乗り入れる交差点は意外と直角に交わっていない箇所が数多くあります。特に大型車は意外とあの交差点は切りにくい状態であると私は思っております。停止線の位置や大型車両の通行が不向きであろうと思われる箇所等を、現地調査や白紙地図上に記載してのご検討というものについては行われたのでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

質問議員もご存じのように町内の道路は非常に狭小な箇所が多く、今言われましたように交差点も改良すべき点が多々あります。こういった町内の道路網を再構築、見直しという部分でやりましたのが、平成17年に都市計画道路の北九州鞍手線、直方鞍手線これは県道になりますが、これを都市計画決定して幹線からまず見直しをやりますと。町内全部一緒にやるのは時間も費用も掛かりますので、そういった面からまず幹線から整備をしていって次

の段階が生活道路ということになろうと思います。交差点改良については非常に費用も掛かります。また家屋移転といったものも掛かりますが、先程言われましたように産業道路のいわゆる新設道路を県と福岡県警規制課が協議をされて最終的には改良までやるということになります。

もう1点はそれぞれ案内標識というのがありますので、インターチェンジが出来れば当然それに案内標識等の誘導標識が付きますので、町外からの大型車等については幹線道路に誘導していくと考えておりますので、そういった面で対応すべきかと思っております。停止線等ございますが、これも所管が福岡県警の規制課ということになります。こういった部分については一旦示されたものを改良ということについては、いろいろな面で地元やいろいろな要件等が必要になってきますので、こういったことについては関係機関と協議していく必要があると思っております。

○議長 日高 直幸君

田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

変更等については地元からの要望等も必要になってくるということでございます。そういう要望等の基本的なルールがあるということも、ある時期しっかりと地元の方に周知徹底をしていただいて、安全確保ということをお願いしたいと思っております。

更に学校周辺や通学路、人が集まる病院や郵便局、店舗等の周辺については利用者の安全確保が1番大切ではと思います。高齢者等の歩行者や子供達の安全が確保されているのか。大型車両が離合するときや交差点で右折や左折をする時等を想定して、現状等を現地で確認しながら町道、県道含めた町内の道路網の状況調査ということで再度お願いしたいと思っておりますが、如何でしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

高齢者と子供達の安全確保という観点から歩道の整備、バリアフリー化等が課題であるということは十分認識しております。現在新設道路についてはこういった部分を考慮しながら整備を進めているというのが現状でございます。既存のものを整備するとなりますと先程言いましたように家屋移転とかでかなりの費用が掛かるということで、新設部分から考慮していくということで進めております。インターチェンジ、遠賀川渡河橋が整備されましたら当然交通量が相当増えます。こういった中で先程申しましたように町外からの車両というのはこういった主要幹線に誘導して行って、生活道路の中に入れたいというのが1つあると思います。現在アクセス道路として整備しております直方鞍手線については、当然地域の通学路等の見直しが必要になってきます。こういった点も関係機関と今後協議して通学路の見直し等も必要になってくると思います。先程言われました大型車両の通行がしにくい、或いは交差点、こういったものについては道路網の再構築という観点からある程度は把握してござい

す。今後の車の流れ等を見ながら判断すべきものがあるのではと、対応出来るものは対応していくべきであろうと思いますし、県道であれば県に要望していくということで現在、建設課で毎月道路パトロールをしておりますので、そういった部分も併せて今後出来るだけ調査するようにしていきたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

副町長どうもありがとうございます。是非いろいろなことを想定しての点検ということでよろしく願います。

先程のご答弁の中でもありましたように大型車両等については標識等で誘導していくということでございますが、今カーナビというものがかなり普及しております。これには道路が広い狭いという情報は含まれておりません。町の中を横切るような道に大型車両が入ることも考えられます。是非必要な場所であれば交通規制という手段を是非考慮していただきたいと思えます。インターチェンジの開通で交通量の増加ということは当然予想されることだと思いますし、町民の安全は当然ながらインターチェンジを利用する車両の安全についても是非確保して安心して利用できるインターチェンジとなることを期待します。そして素晴らしいインターチェンジとなるように皆で力を合わせて行きたいと思えます。

○議長 日高 直幸君

以上で田中 二三輝君の質問を終了します。

次に6番議員 岡崎 邦博君の質問を許可します。

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

今回は六田川流域の浸水被害の解消についてお尋ねします。町長は再任された最初の6月議会の所信表明で中山地区の内水型洪水対策に取り組むと表明されました。今年の梅雨は幸いにも浸水被害常習地域では大した被害はでませんでした。六田川の上流部では直売所が浸水被害にあっています。インターチェンジの直ぐ近くに商業施設が進出するというところもあるようで、今までで田んぼが水を貯める調整池的な役目を果たしていましたが、この田んぼが相当減ることになりますと、これも浸水被害を起こす可能性を高めるということで、流域の住民の皆さんはこの六田川周辺の環境の変化を凄く心配をしています。これで被害を受けやすくなるのではということで心配をしています。そこでこの中山地区の内、六田川流域の浸水被害の解消についてはどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

六田川流域の浸水被害の解消をどのように考えているかということですが、六田川の現状については、質問議員もご承知のように内水型洪水が大きな課題と認識しておりますが、こ



の度インターチェンジ整備に伴い、県に六田川の水利解析を行っていただいております。  
この浸水被害を軽減するには現状の分析を踏まえ、河川改修を行う必要がありますが、ただ  
相当な費用が掛かる改修工事は現在の町の財政ではなかなか取り組めない状況ではございま  
すが、浸水被害を少しでも軽減するために流域での浚渫やネック断面の計画、藪焼橋の掛け  
替えを県にお願いするなど、現時点で対応出来ることについては努力をしているということ  
です。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

現状は努力をされているというのは承知しています。ただ現状を分析してというのがあり  
ましたが、現在の六田川は鉾害復旧で整備されていると聞いていますが、その整備状況は何  
年確立で今の六田川は整備されているのかをお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

六田川は当時は農業水路ということで整備されたと思っております。解析の中では確立5  
分の1程度だと認識しております。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

副町長にお答えいただきましたが、確立5分の1程度ということでの整備ということですが、  
最初に町長が言われましたように、それにも関わらずいろいろとネック断面があるわけ  
です。5分の1程度で整備されていますが、現状はそれより少ない。流下速度や流下能力を  
下げるようなものがいくつも構造物であるのです。当然5年に1度の雨には持たないと。通  
常の雨がちょっと強く降り続くと浸水被害が出てしまうというのが現状ではと思っておりま  
す。財政的に厳しいとは言いますが、これは解消していかなければならないのです。河川で  
水量から重要河川という位置付けになっていますが、河川で整備すれば補助率もありますし、  
その他もありますし、なかなか整備が進まないというのが現状だと思います。この六田川は  
一方で公共下水道の雨水幹線という位置付けもあります。6月の一般質問の答弁の中で公共  
下水道の雨水対策についても町長は触れていました。雨水幹線という位置付けですが、この  
公共下水道は何年確立で整備するようになっていきますか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

これについて当初計画は20年ということになってはいますが、なかなか工事が遅れている  
状況です。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

20分の1ではないのかということですが、流域関連公共下水道事業の基本計画の中では公共度と流下速度の関係で、下水道事業については10年確立となっています。いずれにしても今の六田川は公共下水道の雨水幹線から考えれば全く流下能力が足りないというのが現状です。公共下水道の雨水対策で整備をするかということが考えられるのですが、こちらの方ですと、国の補助率が先程言いました河川整備に比べて補助率は高くなります。ただ一方で公共下水道というのはご承知のとおり汚水の方と雨水の方がありまして、鞍手町は汚水の方を進めています。汚水は汚水で私は当然進めていただくということは必要だと思います。雨水計画の中で雨水幹線に位置付けられている六田川の整備を早急に進めるということが六田川流域の浸水対策にもなると思いますが、その辺如何ですか。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

議員が今言われたように下水道計画は平成7年作成の基本計画では、雨水整備計画として六田川の改修工事、これは水路断面の拡張であります、それを盛り込んで現在一部区域に於いては汚水整備と併せて事業認可を取得している現状であります。しかしながら現在本町では下水の面整備の先行を行っている関係で、雨水整備はまだ着手しておりません。中本町、上新橋地区についても来年度から下水道の面整備を行う予定としております。仮に下水道事業で整備を行うことになった場合、まず雨水整備計画の検討、次に汚水整備計画及び財政計画の検討、都市計画の変更、変更認可箇所を作成、変更認可の取得、補助事業採択の申請と以上のような手続きが必要になります。それには数年の期間と多額の業務委託費等の費用が必要となります。その後、工事着手となりますが、整備事業費の全額が補助事業の対象になったとしても、議員が言われたように2分の1が補助金になりますから半分については町費が必要となります。下水道事業でやっても先程町長が言われたように財政的にはこれを確保することは厳しい状況ではないかと考えております。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

上下水道課長の方からご答弁をいただきましたが、来年中本町、上新橋の下水道の面整備をするということですが、これは遠賀川下流の流域関連公共下水道事業の事業計画の変更認可の申請が鞍手町からされているわけです。これの中で中山処理分区の中の六田川処理分区と六田川排水区が、平成20年から25年までの事業認可の変更がなされているということに伴って整備をするということだと思っております。汚水の処理と雨水の処理というのは本来一体でないといけないのです。それが分離方式を採用した鞍手町はそういうことになってい

と思うのです。汚水の事業を進めて整備されると同時に、面整備としての排水区の整備も進むのかどうかをお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

先程申し上げたように雨水と汚水の面整備は認可を取っていますが、本町では汚水を先行して整備を行っております。雨水については現況の道路側溝や排水等を利用するということで整備は行っていないというのが現状であります。現況を使うということで考えております。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

排水区の整備について基本計画は平成7年から平成27年の20年計画になっていますが、今回延長されて35年か37年に延長されていますが、排水区の整備または雨水幹線の整備についてはいつ始めるのですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この六田川は水利権で農業関係者と問題があります。ただ言えることは六田川に雑排水を流さないということで、その辺を解決しておかなければいわゆる六田川の云々については今言えないと。ただ言えることは内水型浸水があってどうしたら良いかと。面整備も大事だけれどもまだ他にいろいろな面で検討する余地が私はあるということも考えております。具体的にということについては、この場での意見は差し控えますが、雑排水は完全に終末処理場に行くような環境整備をしておかないと非常に難しい。いつするかということについては公共下水道が終わった時点でやるようになってきているが、実際はそれでは遅いのですが、外に流れない密閉式の構造ですということを知っておりますが、雑排水を六田川に流さないような環境にしておかなければということで時間が掛かると。時期については何時しますということとは分かりません。努力はしなくてはなりません。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

雑排水を流さないというのは分かります。現状下水道が整備されてないので、流れているわけです。例えば雑排水を流さないために汚水幹線が整備されても、今のように頻りに道路が冠水すると、中に雨水がマンホールを通じて入ります。そうすると終末処理場にとっては汚水自体が増えるわけで困るのです。こういう浸水被害が出る地域では雨水と汚水を同時に整備していかないと汚水だけ整備していたら終末処理場の方が大変なことになるのではないかと思います。その辺の認識はどうですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

先程も言いましたように浸水地域ということで、雨水が入らないような整備をするという県の説明を受けております。100%入らないかということ100%とは言えません。雨が降れば若干処理数が増えているという情報は聞いております。密閉型のマンホールをつけると。蓋をつけるというふうに県の説明は聞いております。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

密閉型というのは分かります。今度は家庭の方に逆流して来る可能性もあります。先程言いましたように基本的に公共下水道の事業計画は、六田川は雨水幹線として位置付けられてもいますし、10年確立で整備するふうになっています。延長して35年までにしたとしても、この計画の中で整備していかなければならないということは逃れられないわけです。これをおいて下水道計画は終わりました。完了しましたということにはならないわけです。

ですから私はここで質問をしているわけです。先延ばしにすればするほど住民にとって不安は広がります。住民にとっては何かからしてくれるのか。何時まで待てば浸水被害を受けなくて済むようになるのかと思っております。そこが今の答弁では全く先が見えないのです。何時まで経ってもまた浸かるのかと。町は何をしてくれるのかというふうに住民は思っております。そういう方々にどうやって答えるのですか。35年まで待ったら公共下水道事業が完了して雨水対策も万全になって浸からなくなると考えて良いのですか。その辺どうですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この六田川の問題は早くした所はその基準です。次にした所はまた一寸上げているわけです。そういう環境的な問題もあります。住民の方が不安をもっているというのは十分承知しております。それを何時するかということについては、財政も伴うし、国土交通省がそれでいいのか、分水の問題、総合的に検討して一番経費の掛からない効率のよい方法をとると私は基本的に考えております。今は内部調査、国土交通省にも検討してもらっているというのが現状です。最終的には公共下水、雨水対策となっています。今の状態では公共下水道を優先させるということです。そうしないと本村、立林、新北は雑排水が六田川に流れ込んでいると。それからやっていかなければならないと。分水にもいろいろありますが、下水道を整備しておかないと雑排水が広がっていくという状況になりますので、そういうものを踏まえながら今後検討していかなければならないと。決して後退しているということではありません。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

どういふふうに進むか全く見えないですが、財政的なものが掛かると言われますが、何の事業をするにしても財政的なものは掛かります。それをどう工面するか、そこにどう知恵を使うかが町長の仕事だろうと思っております。財政的なものが厳しいから出来ないということだったら町づくりは何も進まないわけです。それはそれとして置いて、どういうことから進めて行って、どの時にはどれくらい出来ます。最終的にはこういうふうにしたいと思うというようなものを町民に提示してもらわないと、ここには住めないねということになるのです。平成11年に可成りの被害が出ました。15年、21年で今年は一部でした。ずっとこの流域では浸水被害が出ています。住民の人たちも我慢が出来ないという感じになっています。町が先に言ったようなことを示して行かないと住民は納得出来ないようになっています。

お金が無くてもやれる所からやろうというふうなことで、住民に説明してもらえればそれはそれとして住民は納得していけると思うのです。例えば町長は県が水利解析をしてくれたということであれば、今度氾濫解析はどうなのかと。どれくらいの雨量があればどこら辺からどう溢れてくるというようなことも想定出来るのではないかと思います。

その氾濫解析が出来ればそれについての対策を打てるのです。六田川全部を一気にどうするということではなくて、そういう解析をしていくことによって、少しずつ前に進むと思うのですが、その辺は如何ですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

氾濫解析というのは小山、剣、その辺の山で、そういうものは分かっているわけです。ただ、六田川に掛かった時に一気に来るのは来ますから、その対応としてどうするかということになるかと思ひます。

皆さんはあその環境の問題については、いろいろ解析しています。水が一気に来るし、低いからそこに水が溜まる。それと新川に流れ込む流量で流れが悪いということで、原因は分かっているわけです。それをどういう形で解決するかというのが現状です。出来ることからしているわけです。藪焼橋のネックの問題もしているわけです。一気に来た時には水路整備、道路整備がぴしゃっといけば水の流れが速いわけです。そういう環境的なものがあるからですね。住民に状況を説明するくらいやぶさかではありません。じゃ膨大な予算を補助事業が50%にしてもどれくらい掛かるかということもある程度概数は掴んでいるわけです。そのためにどうすれば掛からないようにするかというのが一番重要な問題ではないかと思ひます。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

鞍手町は本当に氾濫解析が出来ているのですか。氾濫解析は出来ているという話ですが、何ミリ降れば何処からどういうふうに溢れるというのはきちんと計算出来ているのですか。水利解析は水利解析として、どれくらいの水が集まるというのは出るでしょうが、氾濫解析というのは別のものだと私は聞いているのですが、その辺はどうですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

計量的にどうなっているというのは把握していません。しかし流れとしては上のものは下に来て一気に押してくるから計量的にどうなって、ここの水が六田川にどういう経路でというのは掴んでいません。様子的には水が一気に来るから浸水すると。いろいろ水路の中には条件があります。そういうことを解決していかないと基本的には新川の方に水が来てないわけです。そういうこともありますから、総合的に見てしないといけないわけです。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

氾濫解析が出来ていないということですから、本当の意味でどれくらいの雨なら保つか、どれだけ降ったら何処から溢れて来るかというのは、六田川を改修するのか別の方式で水を抜くのかは別にして絶対必要なことなのです。これがないと先に進まないのです。まずそういうことを整備してもらい、それから先最初の方で言われたように下水道計画では拡幅ということになっていますが、拡幅が本当に現実的なのかどうか。これも検討していただくことが必要ですし、現実的でないということになれば別の方法を考えなければいけないのです。別の方法を考えるにしても少なくとも35年の下水道計画の中で私はしていく話だろうと思っておりますから、どういう手順でどういうふうに進めて行くかを具体的に計画を立てただいて、それを流域の住民に説明してください。住民に説明することはやぶさかではないということですから、私は説明していただけるものと思っています。そういう計画が必要ではないかと思いますが、その辺どうですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

住民に説明することはやぶさかでない。但し質問者が言われるように、何日にどのようにしろというような具体的なことは住民の所に行っても回答が出来るかどうか私は分かりません。六田川があのような状態で氾濫しているということについて、今年は1時間当たり28ミリで浸かってないわけですが。雨量からしてくる場合と、どういう状況になったらどうするかという氾濫解析は、あの環境の中で一番悪いのは低いというのが条件的に悪いわけですが。低い条件は何かというと、最初に田面工事をやっているわけです。鉞害のため住宅工事をし

たわけではないのです。田面解消のためにやったのです。それから2次的に住宅が使うということで住宅、地上げをしたという経緯です。あそこの鉱害復旧工事は田面ですよ。鞍手町の場合は。ここがベースになって住宅が浸水するというので2次的に上げたという歴史的な経過があります。水に浸かるから何日にしろという具体的なことまで説明は計画もどういう状況であるか。公共下水道を整備して農地に雑排水が入らないようにするというのが一番であろうと思っております。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

何日までにどうしろとは誰も言っていないのです。手順を決めていつまでにこういう計画を立てたらどうですかと言っているのです。浸水被害を解消するためにはどうするかというのが質問の前提なのです。町長の答弁では解消するにはどうなのかということがほとんど出てこないのです。だから浸水被害を解消するためにはこういうものが必要ではないですかということで、氾濫解析の話をし、どういう手順を踏んで解消に向けて進めるかということで手順を踏んだらどうですかということを言っているわけで、いつまでにどうしろと言われても出来ないという話ではないのです。ここで町長と議論しても町民の方達は何も喜びませんよ。住民の人は早くここが浸かることを解消してほしいというのが住民の人達の思いです。そういう思いを汲んでいただかないと。お前から言われたからどうのこうのみたいな言われても、私はそういうつもりはなくて、どうしたら解消出来るかということで提案したりこうしたらいかがですかと言ったりしているわけです。その辺も考えて今の答弁が出来ないなら他の上下水道課長とか建設課長とか副町長もこれについては一番詳しいわけですから、相談されて答えを出して頂ければいいわけです。答えが出た時点で住民に説明してもらったらいのです。特に鞍手町では建設課でもっている分析した資料等があります。上下水道での資料がお互い相互にやり取りが出来てないのではというふうに思います。ですから折角ある資料が上下水道の方で活かされてないということもあるのではないかなと思います。ある意味縦割り行政の弊害が浸水被害の解消については出ていると思っております。

上下水道課と建設課が一体となって、縦割りの垣根を越えて六田川流域の浸水被害の解消について、例えば何かプロジェクトを組むとか、委員会を庁舎内に作るとか、そういうところから始めて頂くということについても、考えていいのではと思うのですが、その辺は如何ですか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

下水道、建設等で研究委員会を作れということでございますが、委員会を作っても今の時点で委員会を作ってどうのこうのという考えは私もっておりません。下水道は下水道、建設は建設に関わる問題のためにそれなりに努力はしているわけです。内部協議もしているわけ

です。ただ、今の時点では公共下水道の問題、六田川河川の問題、解消の問題、いろいろ要件が整わないからどうするかということで、そういう事業をどうしたらいいか調査研究をしているわけです。しかし、しているが今時点でこうします、ああしますというのは皆さんの前で発表することは出来ないと言っているわけです。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎 邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

調査研究をしているというのはいいいけれども、台風が来て浸かったりするとか、来年の梅雨になれば浸かるのではないだろうかと住民の人たちは心配しています。今年の7月14日も私は6時過ぎに起きて六田川を見に行きました。一寸雨がひどく降ると住民の人たち、私だけではなかったです。何人かの人たちも写真を撮りに来ていました。そういう状況なのです。この中で検討しているというのは簡単ですよ。そこに人が住んでいるのです。そこで生活が営まれているわけです。そういう人たちの思いを考えてもらえればということで質問をしているわけです。前に進んでいますか。藪焼橋は住民の方たちの努力ですよ。あれはアクセス道路からの水を産業道路の下に流してくれということを県の方に要望しておりました。しかし下に流すための水路を作ると莫大な費用が掛かるわけです。ですから産業道路よりも上に流させて欲しいと。その代わりネック断面の1つである藪焼橋の掛け替えをしましょうということで、県が藪焼橋の掛け替えをしてくれるわけです。町長はその経緯はご存じでしょう。そうでないと重要河川の橋の掛け替えを県がもつはずがないのです。もてないのです。あれはアクセス道路の関係で藪焼橋を掛け替えるのです。住民の人たちがやっているのです。出来ることを一生懸命やっています。そういうことも理解した上で答弁してもらわないと、ここに居られないなということになって来るのです。そういう話が何人からも出るのです。そういうところを謙虚に受け止めて謙虚に解消に向けて考えましょうよ。ここで言い争っても何の解決にもなりません。こちらからいろいろ提案をしても今のような答弁だと先にも進まないし、残念でしょうがないです。

私も地域の住民の人たちといろいろ研究もしていますし、これであきらめずにこれからも要望なりをして行こうと思います。その際は住民の気持ちに立って受け止めて欲しいということで要望しておきます。これで終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で岡崎 邦博君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩をします。

休憩 14時25分

再開 14時35分

○議長 日高 直幸君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。



13番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

○13番 宇田川 亮君

通告に基づきまして、2点について質問をいたします。

1点目はワクチン接種の公費助成についてです。

日本共産党は国会でも、何度もワクチンの定期接種化を要求してまいりました。質問に入ります前に、主にヒブワクチン、肺炎球菌、子宮頸ガンワクチンの、町民の接種状況についてお答え頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

ご質問のワクチン接種状況ということでございます。

町内の医療機関から、平成22年1月から現在までの状況について報告をさせていただきます。

ヒブワクチンについては、接種の実績は0でございます。肺炎球菌ワクチンについては36件。子宮ガンワクチンについては1件という報告を受けています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

特にヒブワクチンについては、実績が0ということですが、日本での小児の細菌性髄膜炎の患者数は毎年1000人以上です。その内原因の6割強をヒブ、3割を肺炎球菌が占めています。

患者の5%が死に至り、20%に重い後遺症が残るため、WHO世界保健機関は1998年に全ての国に対して乳幼児へのヒブワクチン接種を勧告しています。細菌性髄膜炎から子ども達を守るためにも、定期接種化が強く求められています。

更に小児用肺炎球菌ワクチンについても、日本共産党国会議員の質問に、足立信也厚生労働政務官は推奨して行きたい、予防接種法の改正案の中で検討したいと述べています。

また日本の20代の女性は、発症率が一番高い子宮ガンを予防するワクチンについても、定期接種化が求められています。長妻厚生労働大臣も、ヒブ、肺炎球菌、子宮ガンのワクチンは優先順位が高いと言っています。

これら3種のワクチンについて、その重要性を町長はどう考えているのか教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、子宮ガンワクチンの予防接種を受けることは、疾病を予防するという効果があることは十分認識をしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

**○13番 宇田川 亮君**

効果があるというだけでなく、先程町内の町民の接種状況をお答え頂きましたが、対象者が相当数居られると思います。これは予防接種ですから、その年齢に達した方々も含めてですが、先ず対象者を出す。そして出来るだけ予防接種を受けて頂くことが、重症化を抑えることにも繋がりますし、医療費を抑えるということにも繋がって来ると思います。

ただ予防接種を受けるに当たって、負担がもの凄く掛かるのです。ヒブについても3万円、子宮頸ガンワクチンを3回受けて4万円ぐらい掛かるということで、その負担の問題がネックになって受けにくいという状況もあると思います。

特に子宮頸ガンワクチンについては、政府は来年度予算に盛り込むという考えも持っていると思いますが、その他の部分についても自治体独自で公費助成しているところもあります。町の財政も厳しいと思いますが、政府の財政援助があるまでは是非町内でもワクチンの公費助成に踏み切って頂きたいと思います。

そのことと、対象者がどの位おられるのかを、今分かれば教えて頂きたいし、分からなければ、そこを把握して後で教えて頂きたいと思いますが。

**○議長 日高 直幸君**

保険健康課長。

**○保険健康課長 鯨坂 健二君**

只今のご質問についてお答えいたします。

ヒブワクチンについては、対象年齢が生後2ヶ月から5歳未満ということで493人。肺炎球菌ワクチンに関しては、対象年齢が生後2ヶ月から9歳までと、それ以上の成人の方ということで、乳幼児に関しては1009人。

成人に関しては、殆どの方が高齢の方が打っていますので、65歳以上の方で5116人。子宮頸ガンワクチンに関しては、小学校6年生から中学3年生までが対象となりますので、現時点で285人ということです。以上です。

**○議長 日高 直幸君**

町長。

**○町長 柴田 好輝君**

宇田川議員さんが言いました、来年の予算15億円という概算要求特別枠の情報は入って来ていますが、問題は今からのことであろうと思います。

接種に保険が効かないということが一番ネックになっています。そこで高額な接種料が掛かるということで、公的に助成出来ないかという質問の趣旨であろうと思います。

中でも子宮ガンワクチンが一番予防出来る唯一の健診でワクチン接種をすれば100%の予防が出来るという情報は来ています。

公費の助成ということでございますが、質問議員も言いましたように、非常に高額な経費になるということで、公費負担ということが極めて厳しい状況ではございますが、現在国で子宮ガン健診の補助を厚生労働省が新年度予算で、特別枠として子宮ガンを予防するワクチ

ン接種の助成事業等を新たに設けようとしています。その間をしてくれという趣旨は理解出来ますが、国の動向を見極めながら、町としてどう取り組んで行くかという検討をしたいと思っております。

質問者の考えと、私達の考えが相反しているところがありますが、そういうことをご理解をして頂きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

子宮頸ガンワクチンについては、来年度予算で盛り込むということは聞いていますが、ヒブと肺炎球菌について、国の動向はどうなっているのかを把握していますか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

その辺についての情報はまだ把握はしていません。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

先程も言いましたが、長妻厚生労働大臣がこの3種、ヒブと肺炎球菌と子宮頸ガンについては、優先順位が高いということを国会でも答弁されています。

町の単独財政としては、公費助成は難しいという町長の答弁もありましたが、何とかこれを早く、予防接種の定期接種化をして頂きたいという思いがありますので、是非町から国の方に働きかけて頂きたいと思っておりますがどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

その点については私達も国に要望して行きます。これは町単独でなく、福岡県の町村長会等の大きな団体でやって行かないといけないなと思っております。ワクチンに成果があるということは理解していますが、ただ財政的に今のままでは出来ない。

子宮ガン健診の国の助成がどの程度になって来るか、それによって総合的に問題を解決して行きたいと気持ち的には思っております。今しばらく時間を貸して頂きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

子宮頸ガン予防ワクチンについてですが、来年度予算化されるということで、対象者が全員受けられるかどうかは、まだ予算がはっきりしていませんので分からないということです。

が、これは公費助成があるということは間違いないと思います。

これは教育長にお尋ねしたいのですが、子宮頸ガンワクチンというのは女性特有のガンということもありまして、ワクチンを打つに当たっては、性教育も同時に必要ではないかと思えます。学校教育としては、子ども達への性教育と予防接種ということも一体に進めて頂きたいと思えますが、教育長の考えを聞かせて頂きたいと思えます。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

生命と健康に関することについては、保健体育その他に必要な部分は教育をやって来ています。子宮頸ガンについても、先程ありましたように予防すれば100%罹患しないというような医学的な報告も出ているようですので、是非家庭でも取り組んで頂きたい。学校でも取り組んで行きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

これについては、例えば小学6年生の時とか、中学3年生の時になったら接種するということになるかと思いますが、その時に何でこんなワクチンを打たないといけないかというようなことにならないように、是非一体に進めて頂きたいと思えます。

次の問題に移ります。

2点目は、就学援助の拡充についてです。

今年の1月、文部科学省による平成20年度の子どもの学習費調査が公表され、公立の小学校で学校教育費が平均で年間5万6020円。公立中学校では平均13万8044円掛かっていることが明らかになりました。

学校教育費というのは、教科書以外の図書費、学用品、実験実習材料費、教科外活動費、通学費、制服、通学用品費、修学旅行、遠足、見学費、学級児童会生徒会費、PTA会費、その他の学校納付金、寄付金等で、学校教育のために各家庭が支出した経費です。

それ以外に給食費を加えますと、小学校で年間9万7556円。中学校で17万547円掛かり、父母負担は相当な額になります。本町での保護者負担の現状を教えてください。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

質問議員にお答えいたします。

義務教育過程内の負担金については教材費、テストテキスト代、校外活動費等を含んでいます。小学校での教育過程内としては月平均1231円、中学校が2170円となっています。教育過程外の徴収費目では、PTA会費、生徒会費、或いは学芸体育会費、学年費等があります。これらを含めると小学校では月平均1870円、中学校では月平均2835円の負

担となっています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

小学校でも、これに給食費を加えますと7千円近くになります。小学校も中学校も学級費また校納金という言い方もされるかと思いますが、大体1家庭が2千円前後を払っています。それと別に修学旅行費等、いろいろと出さないといけない負担があります。

先日、私の子どもも持って帰りましたが、今度は国語辞典1800円とか、いろいろなところで負担しないといけない部分が出て来るわけです。

ただ、義務教育はこれを無償とするという、憲法第26条の規定にあります。初等教育は義務的なものとし、全てのものに対して無償のものとする。これは国際人権規約A規約の第13条2項です。義務教育の無償化条項について、我が国では1979年に批准しています。しかし義務教育無償といいながらも、実は無償と大きく懸け離れ、父母負担に依存しているのが日本の義務教育といわなくてはなりません。父母負担によって成り立つ義務教育と言わざるを得ないのではないかと思います。このことについて教育長はどのように考えられますか。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

質問事項の2番目になるかと思いますが、義務教育の無償点から見てどのように考えるかということだと思います。

義務教育の無償については、最高裁で昭和39年に判例が出ていまして、授業料無償説を取っています。授業料は義務教育では取れないと、教育基本法或いは学校教育法は、その趣旨を確認するものとしています。この考え方は、基本的には妥当と解されています。

ただ経済的理由により就学困難な者に対しては、必要な援助が提供されるべきことを補償するものとしています。このことから就学援助が生活困窮の家庭には是非必要なものと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

町長にお尋ねしたいのですが、義務教育に於ける教材費は、1953年に制定された義務教育費国庫負担法によって、2分の1が国庫負担の対象にされて来ました。しかし臨調行革によって1985年に国庫負担の対象から一般財源にされて来ました。

それ以来、地方財政の悪化に伴って、父母負担に転嫁されて来たという状況があります。ただ交付税にその分が入っているというふうに解釈されると思います。後は地方自治体の裁

量によって、父母負担をどう軽減するかということになると思います。昭和39年は私の生まれた年の法律の判例を言われましたが、というよりも今実際、要保護だとか、準要保護という言葉が使われますが、それ以外でも貧困の格差等、苦しい家庭が増えて来ています。

義務教育でさえも受けにくくなっているような状況があります。当たり前のように小学校で給食費4300円、中学校で4800円に校納金約2000円が毎月必ず掛かってきます。子どもが2人居れば1万2千円から3千円毎月義務教育なのに出して行かないといけない。この状況について地方自治体の長として改善して頂きたいと思いますが、その点はどのようにか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

交付税の関係でございますが、これは確かに交付税に入っている。どういうことかという  
と、需要額に対しての交付税ということで、この辺が直接学校教育の義務教育無償と、直接的には繋がってこないところがあるかと思っております。

言われている気持ち的には、やはり教育というのは日本を良くするための基となるところ  
ですから、出来る限りのことはやっていかないといけないと思っておりますが、これについて一般財源で特別に児童数一人に幾らすするという考えは、今のところは持っていません。

以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

特別ではないのです。元々教材費は法律で規定されて来たわけですから。それを交付税に入れてしまったと。国庫負担が2分の1、地方が2分の1ということだったのです。地方交付税の算定方式など、今どうなっているか分からない状況があるかも知れませんが、そこは自治体の判断によって来るのです。そこは少しでも軽減されるようなことをして頂きたいということ  
ことです。

前回から言っていますが、何で学校の教材、義務教育で受けるために、この教材がないと授業が出来ないというような状況を学級費という形で1人2000円頂いて、その中からファイルを買ったり、いろいろな教材を買ったり、買えない人は授業を受けられないかということ  
になって来るのです。その義務教育自体が成り立たなくなって来るのです。

教育長にお尋ねしますが、毎月家庭から学級費という形で約2000円徴収されていますが、払えないところがあるのではないのでしょうか。今全て徴収されていますでしょうか、教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

現状では、一括して校納金と申しませうか、教育過程に必要なお金と、その他学級費、P T A会費等を含めて校納金袋に入れて納めています。今未納ということはございません。出来ない部分は担任を通して、或いは家庭を通して、経済的に非常に困窮されているところは、全要保護申請、支援を受けるようにということの案内を出しています。

その案内は所得により公式があり、例えば所得を需要額、これは生活保護基準ですが、これで割ったもの、除したものが1.5未満であれば全要保護申請を認可しています。そうすると町から相当額の学用品代、或いは教材費等が出されますので、各学校を調査して見ますと殆どそれで間に合うと、学年によっては間に合わなく、年度末に補填する時もあるというような状況の報告を受けています。

1.5以上の者については認可されませんので、その中にも苦しいところがあると思いますが、そういう線引きの中で行かないと致し方ない部分もございます。それが実状でございます。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

先日学校給食の審議会がありまして、私も出席させて頂いたのですが、準要保護の申請に係わって事務の手続きが上手く行かなくて、手続きが遅れて給食費が未納になっているという報告もありました。

給食費の袋と校納金の袋は別々ですが、同じ時期に大体配られるのです。給食費は未納ですが、校納金は全部入っているのですか。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

そこまでは確認していませんが、学級費未納については確認していませんが、援助費で大方教育扶助を受けているものについては、教育費は足りているということの報告は受けています。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

生活保護、要保護世帯の子どもさんに対しては、今年からクラブ活動費、生徒会費、P T A会費が新たに加えられたと聞いていますが、それはご存じでしょうか。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ある中学の例を申しますと生徒会費、学芸体育費、クラブ活動とおっしゃったのですが、これは学芸体育費の内に入っています。P T A会費等がございます。

勿論教育過程の中の教材費が一番大きな部分になっています、テキスト代、学芸体育費も部活運営上、これも年間にしますと1人4500円、月450円くらい納めています。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

2005年度から、国からの補助というのは今の要保護者に限定されて来ているのです。準要保護については補助という形でなく、これも交付税に入って来ているということですが、これは今までとおり、2005年度前から町からの就学援助という形では変わっていませんか。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたしますが、一人当たりがここ何年かで変わったかどうかですか。今は分かりません。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

要保護者も準要保護者も就学援助というのは、申請すれば中身は全部一緒だったですね。ですが2005年からは、準要保護者については、補助金でなく交付税措置という形になって来た。先程の教材費の関係もそうですが、交付税に纏められたら、後は自治体の裁量になって来るのです。それが基準だとか、支給内容だとかは、それ以前と変わってないでしょうかと聞いています。

加えて今年から要保護者に対しては先程言いましたが、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費についても補助の対象になったということですが、これは準要保護者でもそれを町として摘要するのかどうかをお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

ここでしばらく休憩します。

休憩 15時07分

再会 15時13分

○議長 日高 直幸君

会議を再開します。

13番議員、宇田川亮君の再質問をお願いします。

○13番 宇田川 亮君

整理してもう一度質問させていただきます。

要保護者の方については支給の基準といいますか、内容も含めてですが、額もきちっとされているわけですね。だけでも準要保護の方については、それが地方交付税の中に投入されて



いるということですので、自治体の裁量になっているということだから、鞍手町としての基準はどうなっているのかというのを、今分かれば教えて頂きたいし、分からなければ後で教えて頂きたいと思います。

いろいろ言いましたが、教育基本法の第4条に、経済的地位または門地によって教育上差別されないということから、是非要保護者の中身が拡大されたのでしたら準要保護者の中身も是非拡大して頂きたいと思いますが、その点について答弁をお願いします。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

2005年度以降の基準で変わったかどうかということですが、ここに資料がございませんので、もう少し調査して後日ご報告させて頂きたいと思っております。

平成22年度の就学援助費、準要保護については資料を持っていますが、これは学用品、校外活動費、通学用品等を含めての年間の合計と、1年生の新入学用品の合計、小中学それぞれ、給食費、修学旅行の助成といった部分は出ていますが、これも併せてご報告させて頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に10番議員 川野高實君の質問を許可します。

○10番 川野 高實君

通告に従いまして一般質問いたします。

女性特有のガン対策ということで質問をしていますが、先程前者の質問の時に可成り出ましたので、出来るだけ省きながら単刀直入にお伺いをして行きたいと思っております。

日本は世界有数のガン大国と言われております。その中で1点目は乳ガン、子宮頸ガンの無料クーポンの件について具体的にお聞きしたいと思います。

09年度、10年度と実施されていますが、その受診率と受診率アップのためにどのような工夫をされたのか、その辺をお聞きします。

○議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

先ず受診率の方からお答えします。

平成21年度子宮ガンがクーポン対象者で471名、受診者が82名で17.4%。乳ガンで676人の対象者に対して受診者が180人で26.2%となっています。女性特有のガン検診は21年度から始まりましたので、22年度現在は途中です。以上です。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

これは3年計画で受診率50%にして行こうという計画だったと思いますが、それに間違いはないでしょうか。

○議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

議員さんが言われたように、当初は3年計画ということでという話は聞いています。来年度に関しては、国の方もまだ継続、止めるということはありません。パーセンテージも50%と言われていました。以上です。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

無料クーポンは昨年1年の単年度の話でしたが、町長の思いもあったので、今年度まで継続されているということで、これは本当に喜んでいるところでございます。

無料のガン検診のクーポンを頂いて、折角頂いたから健診に行ってみようかという女性に、ガンが早期に発見されたという話を聞いていますので、ご紹介しながら質問を進めて行きたいと思います。

4歳と3歳の2人の子どもの育児と仕事に励む「名前はOさんとしておきます」Oさんは、これまでガン健診を受診する機会がなく、家にクーポン券が届き、無料でもったいないから受けて見ようと思い、昨年10月に子どもを出産した病院でガン健診を初受診しました。

2週間後の検査結果は、要検査で検査表には医師の直筆で、再検査をお勧めしますと記載していた。私は大丈夫と思っていた、まさかの結果に驚き心が揺れるOさん。しかしその後の再検査の結果は0期の非常に早期のガンと判明。医師から0期の段階なので手術をすれば大丈夫、症状が出ない内に見つかって良かったと手術方法等を含め、詳細な説明を受け、Oさんは今年の1月に3日間の入院で30分間の塩水切除術を行い手術は無事成功した。

退院後約1週間で仕事にも復帰し、今は以前と同様に普通に働いていますと笑顔で語ったという話を聞きまして、無料クーポンが届いたことで、早期の乳ガンが見つかって、30分の手術で、1週間で普通の生活に戻ったという、感謝で喜びの声を聞きました。

非常に財政的に厳しい中2年間続けて頂きましたが、来年度はこのクーポンの取り組みをどうするのか、町長にお伺いします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

3年ということでございますが、初年度は100%、本年度は2分の1、来年度は恐らくなくなるのではないかという情報も入っていますが、これは確定していません。

先ず2分の1で継続するとするならば、そのまま来年度も行きたいと。但しそれが廃止ということになれば、私としては一度廃止して、その中で町がしている総合検診等々があります。

そういう中でその費用を幾らかとなると有料になるわけですが、有料でも100%有料でなく、総合検診でも応分の負担をして頂いていたものを、総合的に予算の一部を総合検診に向けて、検査を受けられる方の経費負担に努めて行きたいと思っております。

その辺はどうなるかということについては見えませんから、見えた時点で皆さんがガン検診等々を受けやすいような環境作りは検討しているというのが現状でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

国の補助がないと厳しいという話でございましたが、先ず3ヶ年で50%に受診率を向上しようというのが国の方針でもあるし、これは地方自治体にとっても大きな目標であると思えます。これが達成されなくても、鞍手町に対して何かお答めがあるのか、ないのか分かりましたら教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

その辺のところのペナルティー等はありません。ただ行政としては、今までどおり2分の1の補助、総合検診もしているので、一元化して幅広く健診出来るような環境づくりに持って行きたいと。

但し、総合検診の場合、一人乳ガンでしたら400円とか600円とかがありますが、その辺の枠を見直して検査をしてもらうような環境づくりは考えています。それが具体的にどうなるかというのは、今からの検討事項になろうかと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

私も理解はいたしますが、そうなる今のような形で出来るだけ多くの方に健診を受けて頂こうという周知の仕方ですね。今までは該当者に無料クーポンは手元に届いていました。今度の場合は、年齢は関係ないということでしょうから、受けやすいような環境の周知をしっかりと頂かないと、暇がないという人が多いのです。

日曜も健診をしていると聞いていますが、暇のない方には日曜日、夜でも来て頂こうとか、お金が掛かるからという人もいました。町長は何時も自助、公助、共助と言われますが、自助も大切かなと思っておりますが、なかなか無料クーポン券を送っても20%半ばの受診率しかありません。今後検討して行きたいという話でございますので、私の方からは周知の在り方を徹底的に研究されて、一人でも多くの方に健診を受けて頂いて、21世紀は女性の時代と聞きましたが、本当に女性が健康で長寿で、生き生きと暮らせるような鞍手町に行きたいなと思っておりますので、その辺を考え併せて周知の仕方を工夫して頂きたいと思えます。

次の質問に移ります。

子宮頸ガンワクチンのことです。話はいろいろ出ましたので詳しいことは言いませんが、来年度から12歳の女の子を対象にすると、全国で210億円掛かると言われています。

国はその内の150億円を予算化しようという方向で進んでいます。残る60億はどうなるか分かりません。町長もご存じのように、先日福岡県の築城町というところがやるということでございました。新聞を拡大して来ました。

子宮頸ガンワクチン接種、築城町が全額補助と書いています。皆さんも読まれたと思いますが、こういう自治体も全国で沢山出て来ています。山梨県は県下全市町村が全額補助です。他にもそういう自治体もあるということでございます。

鞍手町は大変財政が厳しいということでございます。あれもこれも、直ぐ返事が出来ないような状況でございます。それもよく分かります。これからしっかりその辺を検討して頂かなければいけないと思っております。

そこで改めて子宮頸ガン0に向けた町長の決意、思いをお聞きしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この子宮頸ガンワクチンと検査によって100%で、効率のいい予防策であるということは、前者の質問の中でも答えました。ただ医療ですので出来ることはさせてやりたい、また行政の責任としてしないといけない。その辺は十二分に理解していますが、今言えることは、国の予算動向を見極めながら、220億で後は県、町になって来るかと思いますが、その辺がどうなるか。総合検診を含めた中で、ガン健診は町民の皆さんには周知徹底して、自らの健康は自らが守ると、100%にならないにしても健診の受けやすいような環境づくりは是非したいと思っております。これは是非やらないといけないと私も肝に命じていますので、その辺のところは理解をして頂きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

次の質問に移ります。

ふるさと納税制度について質問いたします。このふるさと納税をされた件数、総額、納税された方がこちらの方向に使って欲しいということが分かれば教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

ご質問の寄付の状況について説明いたします。

本町のふるさと納税については、平成20年10月から寄付を募り、平成20年度は46件で92万5千円。平成21年度は11件で77万5千円。本年度は8月31日までに8件で

35万円です。合計65件で205万円の寄付を頂いています。

寄付の状況を地域別で見ますと、町内が15件で70万5千円、県内の町外が44件で70万5千円、県外が6件で64万円です。寄付金の使い道についての希望ですが、道路整備、自然保護等、便利で快適な潤いのある町づくりというものが8件。商工業の活性化等、地域の特性を生かした活力ある町づくりが6件。子育て、教育等、豊かな心と個性を育むふれあいの町づくりが3件。医療、福祉等、一人一人が安心して暮らせる、やすらぎのある町づくりが19件。特に希望のなかったものが29件でした。

寄付を頂いた方々にはお礼状と併せて、鞍手町のことを思い出して頂きたいということで、町政要覧をお送りしています。今後も本町出身の方々をはじめ、多くの方々からご協力を頂きたいということで、広報くらて、今年の5月と8月号にもそういう呼び掛けをさせて頂いておりますし、ホームページでも寄付の状況等も公表させて頂いております。

今後とも寄付金については、皆様のご期待にお応え出来るように、大切に活用させて頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

よく分かりました。他の地域でふるさと納税をした方に特典といいますか、鞍手町も町政要覧を出すという話を聞きましたが、参考になるのがありますのでご紹介をします。

例えば静岡県熱海市では、寄付者を対象に農業体験等のイベントを開催したと。群馬県草津町では、地元スキー場のリフト券を贈呈した。町の特産品を送って寄付をしてくれた人の善意に応える自治体もある。北海道小樽市では博物館や美術館等市内施設に無料で入れる、小樽ファン認定書を送るといった取り組みが行われています。

あちらこちらでいろいろとユニークな町の宣伝と併せて特典を納税者に送っているようです。

ふるさと納税というものが折角出来ていますので、鞍手町も宣伝して頂いて、少力で財源を豊かにして行って頂きたいと申し上げまして、次の質問に移ります。

次は地上デジタル放送の対応についてということでございます。

これは6月議会でも他の議員から質問がございました。殆ど分かった話ですが、来年7月24日に今のテレビが見られなくなりますとテレビの上の方に書いています。聞くところによると、書いていることがよく分からない。あれは何のことですかというお年寄りが多いのです。周知も図ってやっていると聞いていますが、その辺をお聞きします。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

今議員が申しましたように、6月定例会でも取り組みの状況を報告させて頂きました。6月以降と今後の取り組みについてご説明いたします。その後周知広報活動としては、7月

号及び9月号の広報紙に関連記事を掲載し、情報の提供を行っています。

9月号においては、地デジ相談会のお知らせとして、役場と総合福祉センターにおいて無料相談窓口を設置する記事を掲載しています。10月1日から3日、9日については総合福祉センターの管理棟のロビーで、10月4日月曜日から8日の金曜日までは役場の1階フロアに、10時から15時まで総務省のテレビ受信者支援センターでありますデジサポ福岡による相談窓口を設けます。

町民の皆さんが多く集まります、今年は10月10日の町民体育祭、今年は産業まつりとふれあいフェスタが11月7日に合同で開催になっていますので、そこにも臨時相談窓口を設けて無料相談を実施するという予定にしています。

更に今月の14日に民生委員会での説明会、29日に老人クラブで説明会を開催する予定としています。尚、8月30日に新聞報道でご存じかと思いますが、国は地デジ放送への完全移行時期が迫る中で、低所得者層の普及率が進まない状況を踏まえて、簡易チューナー無償配布、市町村民税の非課税世帯まで拡大するという事で、平成23年度の予算概算要求費の関係経費62億円を計上したと報じられています。

残念ながら現時点では、人数の内容ぐらしか詳細な情報はありませんが、9月8日に担当者レベルの会議が県の方で行われるようになっていきます。職員を派遣して情報を得て、お知らせ出来るものがありましたらお知らせしたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

非課税世帯までということですが、それ以下の人はどうなるのかなと思ったりもします。お年寄りにはテレビを楽しみにしています。

あるお年寄りは、後期高齢者医療制度というのが創設されて、その中の話ですが、テレビばかり見ているので、テレビから情報を得て、年寄りに死ぬということの言われました。非常にテレビを楽しみにして、テレビから情報を得て暮らしている。

ある日突然、日にちが来たらテレビが見えなくなるというような方が一人もいないように努力しないといけないと思っております。その辺をしっかりと努力されて、テレビが映らないというようなことがないように、しっかりと取り組みを要望してこの質問を終わります。

次に進みます。

保育所、公立学校等の熱中症対策ということですが、今日は曇りで、昨日より5度ぐらい温度が低いかなと思っております。夏休みの間、小さい子が学校へ行きだしたら大事ですねとお母さん達が言っていました。家に居るとエアコンが入って、その中で40日近く経過していますので大変と立ち話で聞きました。

素朴な質問ですが、保育所、学校関係がありますが、その辺はどのように対応して行かれるのかお答え下さい。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

保育所関係については私からと、学校関係については教育長の方から答弁をさせて頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

現在町立の保育所は、こまめに水分補給を実施し、また昼食時や昼寝の時間にはエアコンの部屋で過ごすようにしています。外遊びは出来る限り控えめにしていますが、出る時には日除け、帽子等で対策をしています。私立の2園でも水分補給やエアコンの部屋での昼食や昼寝を実施しています。暑い時にはシャワーの水遊びも実施していますが、日除け対策では万全を期しているということでもあります。

また剣第2保育所では、現在立替工事を行っていることから、エアコンの部屋が足りない状況ですが、扇風機等で何とか工夫しながら過ごしていると聞いています。

私立2保育所では9月12日に運動会を予定していますが、外での練習を長くても20分程度に抑え、後は室内の練習にしています。必ず水分補給しているということでございます。町立保育所では10月11日に実施予定ですが、同様の対策を講じることにしています。尚、町立の保育所については、エアコンも更新しまして、室内については出来ていると思いますが、外については異常気象ということでございますので、保育士さんも細心の注意で対応していると聞いています。以上です。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

それでは学校関係についてお答えいたします。

学校に於ける熱中症対策については、気温が高く、湿度が高い部屋、直射日光の下では帽子をかぶり、長時間に亘る運動、スポーツ、作業をなるべく避けるようにしています。長時間の練習や作業の時はこまめに水分を取り、適宜休憩を取るようにしています。

常に健康観察を行い、児童生徒の健康管理に留意すると共に、児童生徒の運動機能や体力の実態、疲労の状況を把握するようにしています。異常が見られたら速やかに必要な措置を取り、児童生徒が心身に不調を感じたら早めに申し出て、休憩をするように習慣付ける。常に無理をさせないようにするようにさせています。

また日頃から熱中症対策については、教職員の共通理解を図り、校医さん、家庭等の連絡を明確にして、緊急体制を確立しています。

9月2日に校長会を開き、各学校での熱中症対策のマニュアルを作成するようにしています。中学校は今日から運動会の練習に入っていますので、両中学校ともマニュアルを作っています。以上ご報告いたします。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

テレビを見ていると全国各地で新学期が始まったというニュースでしたが、その中で教室にクーラーを入れて下さいと子どもの悲鳴が伝えられた。

地球温暖化時代といいながら、学校の教室の冷房設備等は贅沢だとされて来たのは、つい先程だという話がありました。近頃は地球温暖化で、今年だけ暑くて、来年から元に戻るという話ではないような感じがいたします。引き続き温暖化が進んで行くのではないかということを考えて行くなれば、長期的に考えて行く必要があるのではということで、直ぐには出来ないと思いますが、太陽光発電、地球熱等を幼稚園、保育所、小中学校の冷暖房に使うことや屋上の緑化、校庭の芝生、緑のカーテン、再生水を使用した水打ち、校庭の地下等に雨水利用や貯留浸透施設の整備を進め、多くのクールスポットを持つ、クールスクール、涼しい教室等の推進もして行くべきではないか。

多大な財政的なものがありますが、その中で出来ることからやる。家庭においてもゴーヤを窓際に並べて植えるだけで2度、3度温度が下がるということ、学校の教室等に緑のカーテン、屋上に緑の絨毯といいますか、そういう形で、これからは学校教育の中で知恵を出しながら、教育と併せて、そういう取り組みをして行く時代に入って来たのかなという気もしています。

これは要望でございますが、直ぐに出来る話ではございませんが、目の前のお金が掛からないで出来るようなことを、教育の一環として考えて行く時代に入ったのではと思いますので、研究して取り組まれる時は、取り組んでいって頂きたいと要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

公立小中学校の耐震補強工事の進捗状況ということですが、今年度の夏休みも過ぎましたし、どのような状況なのかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

教育長に代わりまして答弁いたします。

中学校の耐震工事については、両校とも連絡を密に取り、授業に支障がないよう工事を進めているところでございます。工期は7月9日から10月6日までの90日間とし、現在施工中でございます。

鞍手南中学校の進捗状況については、鉄骨基礎のプレスアンカー工事が終わり、9月に鉄骨ブレスの取付工事に取り掛かり、現在概ね60%が完了しております。

鞍手北中学校の進捗状況については、サッシュの一部撤去、張りの桁打ちコンクリート工事が終わり、9月より鉄骨アンカー工事、鉄骨ブレス工事の取付工事を実施するようしており、現在55%が完了している状況でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。



○10番 川野 高實君

順調に行っているということだと思います。今年度だけで終わるわけではなく、来年度は小学校も予定されているように聞いています。それが終わっても体育館の方はどうかという気もしています。重要な私達の避難先にもなるし、児童生徒が1日の生活の半分は過ごすところですし、出来るだけ早期に耐震補強が進むように、これからもしっかりと努力して頂きたいと要望して、私の質問を終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で川野高實君の質問を終了します。

次に3番議員 香原 暹君の質問を許可します。

○3番 香原 暹君

浄水場改良工事に絡む談合問題について質問いたします。

私は八幡西区から転居しまして、27年前に鞍手町民となったわけですが、鞍手の水道の水質が良くないと、特に臭気がとてもひどいと感じていましたが、今でも幾分改善されましたが、本質的な改善がされたとは言えない状況でございます。

私どもは平成18年と19年に厚生労働省に出向いて要望をして参りました。その前に厚生労働省の基準で、51項目中、クリストシトジーとジオスミンと臭気の3項目について鞍手町の水道はクリアをしていないということがありましたから、国の援助を要望したわけでございます。私どもが要望したからといって出来たわけではございませんが、翌年に基本設計、21年度に実施設計がなされて、やっと今年度改良工事が行われるということで、大変期待をしていたところでございます。

これが突然、指名業者が多数辞退をするという事態が起こり、入札が延期されるというようなことを新聞で知り、先日町長の行政報告にもあったとおりでございます。そういうことであるならば、大変事態が重いと思います。今年度工事が完成するのか、大変心配をしているところでございます。

そこで幾つかの質問をしたいと思います。

町の工事を希望する業者は、予め業種別の登録をすることになっていると思いますが、今回の工事に関しては、水道工事という業種で登録をしている業者が対象となると思いますが、これに間違いありませんか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

町長に代わりましてお答えいたします。

町に指名願が出ています建設業者の中から、議員が言われますように、水道施設整備の指名願が出ている業者を選定しています。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

新聞報道によりますと、これらの業者は462社となっていますが、それで間違いありませんか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

462社というのは、町に指名願が出ています建設業者の数字でございます。水道施設の関係については138社でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

138社が業者登録ということによろしいと思いますが、業者登録をしているということでございます。今回その138社ある業者の中から12業者を選んでおります。選んだ理由、基準はどのようなことになっていますか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先ず基準と申しますのは、138社というのは水道施設工事の資格を有しているということで、先ず選定を行っています。

その次に、従業員数500人規模と行政報告で申し上げていますが、水道設備事業の資格を有している特定建設業者というのがございます。建設業法という業者でございます。

それと浄水施設の実績のある業者ですが、これについても特定建設業者を先ず選考いたしています。次の段階に平成21年、22年度も指名願が出ています。この中から工事实績のある業者まで絞り込みを行っています。

最終的にこの中から、工事实績と指名願の中身、いわゆるゼネコンであるという業者と、下請けが中心で元請けの経験が少ない業者。専門性が乏しい、同じ水道施設でもポンプ工事を専門にしているという業者を除いた中で、最終的に12社という形で選考を行っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

今の話の中でゼネコンは除いたということですね。ところが今回指名した中にゼネコンが1社入っているのではないのでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ゼネコンと申しました。1社あるのですが、そこは高度浄水処理施設、鞍手町が発注しようとする実績を持っているという部分で加えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

ゼネコンはPC三菱という会社と聞いていますが、これは高度な浄水技術を持っているということでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

そういった設備関係の開発等を手掛けているということで、実績の方で確認しているということで加えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

設備関係といいますが、浄水場の設備関係の技術を持っているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

高度浄水処理施設の設備工事の実績を有しているということでよろしいと思います。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

浄水技術を有しているということですね。

普通ゼネコンというのは、ゼネラルコントラクター、いわゆる総合建設業ですね。こういう水道事業、浄水場の事業については、そういうゼネコンが入ること自体に違和感を感じるわけです。何故そういうゼネコンが入って来たのか、それを入れなければならないような理由があったのか、ゼネコン等を入れずに普通の水道工事業者、浄水場の工事を専門に扱う業者がいるわけですから、そういうところで肩を並べて入札すべきではなかったか。

ゼネコンが入ったにしても、日頃は建設土木の専門業者ですので、浄水場に関する前処理という機械、技術は普通持っていないと思われま。どこからか借りてこないといけない。それで本当に競争性が確保出来るのかどうかという疑問が起こってくるわけです。その辺はどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

その辺については、指名願の工事实績、高度浄水処理施設の実績を有している。またそういう部分で国と提携して研究開発もされているということで、この会社をメンバーに残しています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

実績があるということですが、具体的にその実績を上げて頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

ここでしばらく休憩します。

休憩 16時04分

再会 16時12分

○議長 日高 直幸君

会議を再開します。

前段の質問に対して副町長に答弁を求めます。

○副町長 本松 吉憲君

工事实績ということでございますが、17年から21年までの実績で指名願が出ています。その中で19年1月に完成した物で、兵庫県で高度浄水施設の整備という案件がございます。21年に青森県で水道の拡張工事、高度浄水施設整備という実績がございます。その他に浄水場関係等の実績はありますが、高度浄水については2件があるということで選考いたしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

PC三菱については、そういう実績があるということでございますが、他にゼネコンは沢山あるわけですので、そういう実績のある会社があるのではないのでしょうか。指名願が出ているところではありませんか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程からはっきりしませんでした。PC三菱はプラント会社という認識で取り扱っています。ゼネコンという扱いではないと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

そういう会社が他にないのかどうか。PC三菱だけなのかということです。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

先程副町長が答弁されましたように、私の方はゼネコンを除いています。今ご指摘がありましたP C三菱さんは、私どもはゼネコンと捉えていません。今申しましたようにプラントの専門業者というふうに考えていまして、P C三菱さんも指名したということでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

繰り返しますが、そういうプラント会社でもいいですが、そういう会社がP C三菱以外にないのかということです。何故P C三菱だけを指名したのかということです。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

P C三菱だけをということではなく、先程副町長も申しましたように実績のある業者。下請け中心の業者、専門性の乏しい業者を除いて、最終的に12社に絞ったということでございます。これも従業員数の規模が500名程度とか、この中で水道施設設備の資格を有している業者、実績のある特定業者ということの中から、12社を選定したということでございますので、このP C三菱さんを恣意的に選んだということではございません。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

そのように答弁をされていますが、何故数あるゼネコン会社、プラント専門業者でもいいのですが、そういう中からP C三菱だけを選んだかというのが、どうしても腑に落ちないところでございます。

次に12社指名をしていたものが、今回8社も辞退をしたということでございます。町長の行政報告では、技術者が足りないということでございますが、それだけの理由なのでしょうか。その点をお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

先ず辞退届を提出された企業に対して、担当の方が理由を問い質しています。その中で、先程言いましたように、技術者が足りないという返答があったというふうに報告を受けています。企業の事情ということで深くそれ以上のことは聞いていないというのが実状です。

以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

今回辞退した8社については、今後何か処分のようなものを考えていますか。或いは登録から外すとかは考えられませんか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

辞退ということは、当然指名して辞退したということは、企業さんもそれなりのペナルティーというのは感じていると思います。

こういう特殊な工事の発注が少ないものですから、通常ですと次回指名回避とかがあり得ますが、次にこういう事業があるかどうかということで、近々にあれば当然指名回避ということも考えられます。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

次に大きな問題があります。辞退した8業者の内4社は、県の指定指名停止になっています。何故そういう業者を指名したのでしょうか。その辺を先ずお聞きしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

議員も言われました4業者については、飯塚市さんの指名停止ではないかと、飯塚市さんの方で指名停止をされている業者さんではないかと思っておりますが、県の方の指名停止になっておられますか。

私の方はこの指名業者を選定するに当たって、県の方、国の機関、北九州市、福岡市等にも当たりまして、色々とホームページ等も確認しながら業者を選定させて頂いた経緯もございます。その中で議員ご指摘の県の指名停止ということをおっしゃいましたが、県の方ではなく、飯塚市さんの方ではないかと思っております。

私の方が指名した後に、この情報を入手したわけございまして、これがもし私の方で掴んでいたら、当然指名を行うべきではなかったと考えています。事後に発見いたしました関係でこういう結果になりました。

この入札をするに当たりまして現説を行っております。その際に私の方でどうしても把握出来ない部分がございます。各自治体等で指名停止をされている業者においては、辞退届けを出して頂きたいというようなことを申しまして、指導をさせて頂いております。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

これは県の方というのは私の勘違いでございました。飯塚市の業者で似たような理由から指名停止になっています。不正があったということで、その辺は十分情報調査をしておく必要があるのではというふうに思います。

今回町長の行政報告にもありましたが、今後どうするかということでございます。残りの4社で入札をし直すということでございます。業者の数が少なくなればなる程、談合が生まれやすいということもありますし、価格競争ですので業者が減れば減るほど価格が高くなるということは有り得ると思います。4社で適正な競争の確保が出来るのかどうかを、どのように思っているのかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

最終的に辞退者が8社出たということは非常に残念な結果だと思っております。ただ、入札において基本的に1社ではなく、複数社あれば競争性は確保出来るという判断から今後入札を執行したいということです。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

複数社であれば競争性は確保出来るということは当然でございますが、11億数千万円という鞍手町にとっては大変大きな工事でございます。だからこそ当初12社指名したわけですから、それが僅か4社に減ったということですので、ここは一旦指名を中止して、再度業者を増やして指名入札をやり直すべきではないかと思いますが、その辺は如何でしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

現在、当然現説して入札までの間、企業さんは見積もり等、色々な労力を使われています。これを改めて組み換えて入札となりますと、当然今の仕様書を一部換えるということも必要になって来ます。これを中止することになりますと、既に4社が見積もり作業等に相当な労力を掛けている部分では、逆にそれを止めるということになりますと、その分を町に対する損害賠償も有り得ると思っております。

4社でも競争性は確保出来るということで現在進めていますので、その辺をご了承頂きたいと思います。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

町の方に談合情報というものが入って来たということになっています。当然談合情報ですので、今回の入札についてはどの業者が取るとか、或いは幾らで入札するといったことも情報の中に入っていると思います。細かい内容については問いませんが、そういう談合情報と一致した入札結果になった場合、これは当然談合があったのではないかとということが推測されるわけですが、入札の有効性というものについて、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

当然今回入札するために企業さんから誓約書を頂いています。後日不正があった場合は、公取にも通報しますし、入札も無効にしますということは明記しています。

この情報というのは、数社が口裏を合わせているという情報程度で、特定企業さんを名指したものではありませんし、金額的なものも情報として得ていません。そういう情報ですが、非常に大事な部分ということで、敢えて事情聴取から誓約書を取るという慎重を期したわけでございます。

入札後にそういう談合の確認が取れば、入札契約も無効にしますし、当然警察にも告発するということになるのですが、現在は確証がない状況の中でいっていますので、こういう状況になっているということでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

私は以前からこういう指名競争入札では、不正談合が入り込む余地があるということ、或いは経費の面で、高い落札価格になるという傾向があるということで、一般競争入札を取り入れてはどうかということを申し上げて参りました。

今回のような疑わしい状態が発生した以上、この際一般競争入札を取り入れる考えはないのか町長にお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一般競争入札の実施という質問でございます。今後全ての工事について一般競争入札を導入するとした時に、フリーで町外業者が多数入札に参加することが想定されます。町内業者の育成に繋がらない場合も起こり得るものではないかという懸念もあります。

今回のことを踏まえ、一般競争入札導入については検討課題の1つとして研究を行って参りたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。



○3番 香原 暹君

町内業者の育成に繋がらないということですが、今回の指名については、町内業者を除く12社と書いていますが、これでは町内業者の育成に繋がらないと思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この件については、直接町内業者云々はどのような形になるか分かりませんが、競争入札、ここだけを見ると全体が競争入札という形になって来るから、鞍手町は町の行政の中である時は、基本は町内業者を育成すると、議会と執行部とが了解の下でやって来ているという状況は背景にあります。

今回はどのような形になるか分かりませんが、そういう面では一般競争入札ということよりも、地場業者を育成するという面から、私はそういうことを言っていることであって、今後はということも含めて、一般競争入札も検討するとしていますので、その辺をよろしく願いたいと思います。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

一般競争入札をすることが町内業者の育成にマイナスであるというお考えですが、私も以前から言って来ましたが、町内業者を優遇するということであって、本当の意味の町内業者の育成には繋がらないと思います。堂々と町外業者とも競争して、力を付けて行くということが本当の意味の育成に繋がるのではと思います。

そういうことで、町長は検討し研究をして行くということですので、是非庁舎内に、この問題に関するプロジェクトチームを作って、他市町村の状況等を研究されて頂きたいと思います。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

調査特別委員会をもっています。敢えてそういう機関を設置する考えは毛頭ありません。そういう組織が庁舎内にあるのです。その機関決定をしてこれをしているのです。そういうことでご理解をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

1つだけ通告にないことですが、関連質問をさせて頂きたいと思います。この工事が完了した後、水道料金を上げる予定があるのかどうかについてお答え下さい。

○議長 日高 直幸君  
町長。

○町長 柴田 好輝君

これは水質検討委員会を立ち上げています。その場で審議して頂くものと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君  
香原 暹君。

○3番 香原 暹君

水質検討委員会も近年は開かれていないということでございます。元々町民の方に美味しい綺麗な水を提供するというのが町の任務でございます。この工事によって、それが達成されるというふうに思うわけでございます。

元々そういう水を提供しなければならなかったのが、やっとそうなるわけでございますので、水道料金を、工事費が幾ら掛かったからといって上げることはないように、町長としても頑張りたいと思います。この件に関する質問を終わらせて頂きたいと思います。

続きまして2番目の質問は仕組債の問題でございます。

現在町は3件で、合計出資額5億円の仕組債を保有していますが、それぞれの仕組債の、現在の評価額は幾らかをお尋ねします。

○議長 日高 直幸君  
会計課長。

○会計課長 原 繁幸君

議員の質問にお答えいたします。

鞍手町がそれぞれ保有している仕組債の現在の評価額についてですが、初めに福岡銀行を通じて前田証券から購入した、谷山池パイプライン水利施設運営基金1億円の仕組債については、平成22年7月30日時点での時価評価額は6959万円となっています。

次に西日本シティ銀行を通じてみずほ証券から購入した、谷山池パイプライン水利施設運営基金1億円の仕組債の時価評価額は、平成22年7月30日時点で7558万円となっています。

次に野村証券から購入した、かんがい施設運営基金3億円の仕組債の時価評価額は、平成22年7月30日時点で2億2269万円となっており、現時点での時価評価額の合計額は3億6786万円となり、22年3月議会でお答えいたしました、平成22年1月29日時点での時価評価額の合計額3億4983万円より1803万円増えています。

従いまして、評価損益についても、現時点が1億3214万円で、平成22年1月29日時点が1億5017万円でしたので、1803万円減っています。以上です。

○議長 日高 直幸君  
香原 暹君。

○3番 香原 暹君

課長の答弁では、22年1月30日とおっしゃったのですか。

○議長 日高 直幸君

会計課長。

○会計課長 原 繁幸君

平成22年1月29日時点です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

何で1月の時点が直近の時価総額になるのですか。

○議長 日高 直幸君

会計課長。

○会計課長 原 繁幸君

現在は7月30日でお答えいたしました。平成22年3月議会で説明いたしまして、1月29日時点の全体の評価額と、全体の損益の比較をお答えしています。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

今22年1月と聞き間違えたのは、7月ということでお答えされたのですか。

○議長 日高 直幸君

会計課長。

○会計課長 原 繁幸君

今年の3月議会で、平成22年1月29日時点のものを報告しています。何故かと言いますと、前田証券のものがリーマンブラザーズで凍結されていました。それが解除されましたので、ここで正しい評価額をお答えしています。1月29日時点と、現在の7月30日時点の比較でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

今回は7月30日時点での評価額ということでございますので、これが直近ということなのでしょうが、これに対する利息はどの位入っていますか。

○議長 日高 直幸君

会計課長。

○会計課長 原 繁幸君

順を追って説明いたします。

かんがい施設の運営基金、野村ヨーロッパファイナンスNVですが、平成20年12月11日から平成22年12月までの5回で、平成22年12月は予算額に上がっています。合計

額が2551万5千円。

谷山池パイプライン施設のみずほ証券の関係は、平成22年3月27日から23年3月までを想定しまして495万円。前田証券からの平成19年12月28日から22年12月まで想定したものが540万円となる予定でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

最近は急激な円高ドル安、ユーロ安という状況の中で、1300万円ぐらい評価額が増えているということでございますので、割合良い方かと思いますが、今後円高が進んで行く可能性もあります。そういう中で、この仕組債の処分を今後どのように考えているのかお答え下さい。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今後どういう処理を考えているかということでございますが、現在鞍手町が保有していません仕組債は、福銀を通じて前田証券から購入した1億円。西日シティ本銀行を通じてみずほ証券から購入した1億円。野村ヨーロッパファイナンスNVから購入した3億円で、合計5億円であります。何れも最終償還日については30年となっております。

購入している仕組債については、平成21年3月議会でもご説明いたしましたとおりで、全て一定の条件の下で早期償還をされることになっていきます。野村ヨーロッパファイナンスNVから購入した3億円については、3年後の平成23年6月1日にオーストラリアドルが72円70銭以上より円安になれば早期償還が出来るとの報告を受けています。

参考までに申し上げますと、現在のオーストラリアドルは76円前後で推移をしています。何れにしても町が保有している仕組債については、長期保有することを原則としていますので、今後とも購入先の銀行、証券会社から積極的に情報を入手しながら、金融環境の回復を慎重に見守って行く考えでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

幸いなことに、野村ヨーロッパファイナンスから購入した3億円の仕組債は、円、ユーロの為替レートで72円より円安になれば3年で解約出来るということでございますので、そういう時期が来たら、是非解約をして頂きたいと、そうすれば5億の内3億減るわけですので、町にとっては安心出来るような状況になります。

その後も仕組債については十分見守って頂き、常に評価額を把握しておいて頂きたいと思っております。私が質問したから問い合わせるのではなく、常に把握しておいて頂きたいとお願いいたしますので私の質問を終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で香原 暹君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日7日を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日7日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

散会 16時44分

平成22年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
平成22年9月8日（水）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成22年9月8日 午後1時00分			日高直幸		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成22年9月8日 午後3時06分			日高直幸		
出席及び 欠席議員		氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲 也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正 彦	出欠			
	出席 13人	5	武谷保正	出欠		
	欠席 0人	6	岡崎邦博	出欠		
	欠員 0人	7	日高直幸	出欠		
		8	田中二三輝	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	川野高實	出欠			
会議録署名 員	5番	武谷保正		6番	岡崎邦博	

職 務 出 席	議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	渡辺智文	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	原 繁幸	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	岡松要一	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	白石秀美	出欠
	総務課長	阿部 哲	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	松澤 守	出欠	病院事務局長	中野真路	出欠
	税務住民課長	熊井照明	出欠	教育課長	平瀬研一	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成22年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月8日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第52号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定
- 日程第2 議案第53号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第54号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第55号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第56号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第57号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第58号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第59号 平成21年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 議案第60号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 議案第61号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第62号 平成21年度鞍手町がんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第63号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第64号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第65号 平成21年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第66号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第67号 平成21年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第17 議案第68号 平成21年度鞍手町病院事業会計決算認定
- 日程第18 議案第69号 平成21年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
- 日程第19 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成22年度固定資産税の課税免除
- 日程第20 議案第71号 鞍手町道路線の認定
- 日程第21 議案第72号 鞍手町道路線の認定
- 日程第22 議案第73号 鞍手町道路線の認定
- 日程第23 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第33工区）請負契約の締結
- 日程第24 議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第34工区）請負契約の締結

平成22年9月8日（第3日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第52号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

今回過疎法が改定されたことによって、鞍手町が対象地域になるということで、それに伴う過疎地域自立促進計画の策定だと理解していますが、鞍手町にとって適用になったということで、今後色々と有利に働く点があると思います。

後で工場設置等の部分も出て来ますが、有利に働く点は、今分かる点だけでも結構ですから、どういう点があるのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

過疎法の改正によりまして、今回適用団体になることのメリットということですが、先ず過疎対策事業債の起債発行が認められること。充当率が100%で償還期間が12年、3年据え置きということで、過疎債の元利償還金の内70%は地方交付税の基準財政需要額に算入されるという部分があります。

先程言われましたように、条例でも出しています課税免除の措置をした場合の減収補填の措置というものもございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

主に過疎債が100%認められるということですが、それによって今後どういうものを充てていこうと考えているのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

今回の計画の策定に当たりましては、基本的に町の主要事業というものを毎年とりまとめています。それを中心に、その中から精査をして計画に上げて来ています。今回自立促進という方向に向かってということで、特に町としては財政の健全化の部分に向けてということを中心に考えていますので、今まで単費の事業となっていたものの質をなるべく抑えるよう



な形で財政の健全化を図って行って、自立促進に繋げて行こうという考えです。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

新たにこういう事業をしようという考えではなくて、財政健全化に向けてということですが、これでどの位額的にどう考えているのか教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

過疎債の充当はどれくらいかということですが、基本的には、こういう事業を当年度したいと申請した場合に、この事業が過疎債の対象事業になるのかどうかというヒアリングを受けます。その上で決定されれば対象になるということで、事業の事業量によって枠が変動します。当然多くすれば認めて頂くとそれだけ充当出来ますし、町が実際にやる事業量によって額が変動するというところでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

星 正彦君。

○4番 星 正彦君

この計画の策定に当たって、具体的な事業計画も出されていますが、どういう機関でこの計画を策定されたのかが1つと、もう1つは、この事業計画の中で平成22年度から27年度の6年間となっています。

ここに事業計画として出されているそれ以外の事業が必要になった時に、考えなければならない問題も出て来るのではないかと思います。そういうものについての取り扱いというか、計画の見直し等を含めてどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

策定に当たりましては、今年度指定を受けまして、県の方に先ず計画案をお出しするということで、7月に県の方でヒアリングがありました。

それまでの間に町の方で精査をしまして、掲げたものを先ず県に出してヒアリングを受けました。県の方ではそれを担当課の方にそれぞれ回して、それぞれの所管の方から町の方の所管の方と協議がありまして、若干の修正等も入りました。その後、こういう修正が入りましたということで町の方に返って来まして、それを正式に申請をして、県の方で8月22日に認定されたということになっています。

見直しの関係ですが、この過疎計画については、先ず今回こういうふうな形で出来ていますが、見直しが必要になった場合、例えば新しい項目を追加するとか、予定している事業の規模が大きく変わるといった場合には、同じような手続きで県に出すということです。

事業の額が大体20%以上というのが1つの目安になっているのですが、そういうことになった場合は県と協議をして、それから議会にも諮ってという手続きになります。

○議長 日高 直幸君

星 正彦君。

○4番 星 正彦君

この事業計画については、担当の事業課との打ち合わせを通して、こういう計画を策定したということに理解していいわけですね。

しかし財政的な措置を含めて、鞍手町が認定を受けたわけですから、少なくとも事業の見直しを含めて考えたときに、町民の声も大事にして頂きたいということでない、行政指導だけで計画を立てるということについては、もっと慎重を期さなければいけないのではないかなと思っております。時間的な問題で今回こういう形になったということは十分理解出来ますが、今後の事業の見直しに当たって、それらのことについて町民の声を反映させて行くということについて、この事業計画を策定するという事自体はどのようなにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

事業の策定に当たっては、議員が言われますように、指定されてから短期間で計画を作り上げる必要があるということで、今回県の所管課と摺り合わせをしてやって行ったということで、この計画を作っています。

過疎計画そのものは、言うなら町の総合計画に基づいて立てている部分がございます。そういう面では総合計画の中で住民の声を反映すべきかと考えています。今度第4次総合計画の後期基本計画の中で、計画段階で住民の意見をお聞きするというようなスタイルを取っていますので、そういう部分で反映出来るものがあれば反映して行きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

先程の答弁の中で、どのような順番でするのかという問に対して、町の財政健全化を図るために、町の単費のものについてするというような答弁がありました。今実際に具体的に町が単費で取り組んでいる事業というのはどういうものがありますか。それについてどのように充てようと思っているのかをお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

単費事業と言いましたが、単費事業だけでなく、補助事業の補助裏の充当も当然あり得ます。例えば下水道事業の町が起債を起こしている部分も当然充当の対象になって行きます。

通常言われています道路橋梁とか、町が単独で行っている道路工事の部分も条件を整えば該当すると。具体項目は今表を持って来ていませんが、そういう単費事業でやっている部分も対象に成り得るといったことで、そういう事業については県でヒアリングを受けながら採択されるかどうかという要件がありますが、そういう手順を踏まえて充当して行くということになります。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

今単費事業については、取り組んでいる事業について、それに過疎債を充ててするというだけでなく、新規の事業についても過疎債を充当して取り組むというような答弁だったと思いますが、そうだとすれば、尚更これだけの色々な事業が盛り込まれていますから、その中で優先順位を付けて行かないといけないと思います。その優先順位をどうやって付けるかが過疎債を生かして行くかどうかの勝負になるとと思います。その辺はどう考えていますか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

当然この事業を相当数上げています。これが6年間で全て出来るとは思っておりませんが、これはあくまでも将来に向かって鞍手町が自立して行くという総合的な計画の位置付けとして、出来るだけ事業を網羅しています。最終的に今回承認を頂きましたら、今後予算付けということになって行きます。その中で各課の優先順位は今後協議して行くということになります。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

22年度の予算についても、私は指摘をさせてもらいましたが、殆どこれといった住民にアピール出来るような目玉の事業が1つもないのです。行財政改革の推進委員会の中でも言いましたが、今までの行財政改革は削ぐばかり、住民のサービスは低下するし手出しは多くなる。結局魅力がなくなって来ているわけです。これがある意味人口が減少し、過疎地域の指定ということになっているわけですから、この現状を踏まえれば逆に住民が魅力を感じるようなもの、または鞍手町に住んでみようかと思ってもらえるような、主張出来るようなものに過疎債は充てて行かないといけないと思います。

行財政改革は大事ですが、そればかりを念頭に置いていると、何時まで経っても鞍手町の魅力は出て来ないのです。ということは、何時まで経っても過疎地域のままになると思います。この過疎地域の指定が6年間で終わるのか、延長するかどうかは分かりませんが、この6年間の中で人口が少しでも増えるようなものを使って行かないと、過疎債を有効に使える

意味がなくなるというふうに思います。

是非その辺を考えて頂いて、先程住民の意見を聞くというようなことも言われていました。住民の中には、これをして欲しい、あれをして欲しいというのが沢山あります。一般質問の中でも下水道、又は雨水対策についても言いました。そういうものについても恐らく対応になると思いますので、その辺も考えて頂きたいと思いますが如何ですか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

既存の事業だけでなく、新たな事業というのも当然視野に入れて考えるべきだと思っております。ただ現時点ではどの部分ということは明確に言えませんが、そういう部分も含めて、今後優先順位等を検討して行くということで、ご理解頂きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第52号は総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第52号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第53号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

今回の改正の内容と現行の内容を見て見ますと、今回指定された過疎地域自立促進措置法の適用を受けるということで、ここに掲げている31条の業者で、且つ製造業が2500万という数字が2700万ということで、200万増額されて規定がされています。

これを見ますと、条件がより厳しくなっていると受けられるのですが、この2700万の数字が出た根拠というのが分かれば教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

今回の改正によりまして、取得金額の要件は200万増加します。これは過疎法の31条の中で地方税の課税免除、又は均一課税に伴う措置という条文があります。その中で市町村が課税免除の措置を講じた場合に、最初の年度から3年度間減収分を地方交付税に算入するというので、過疎法で定められているラインが2700万円というふうになっていると。

今2500万円ですので、そのまましておきますと2500万円、600万円とかといった増設が出た場合に、町としては認定をしますが、減収補填の措置は受けられないということになりますので、2700万円といたしています。今回の改正の中では、企業の方にとって200万円ハードルが上がる部分もありますが、要件を緩和している部分もございます。増加雇用要件の削除をしていますし、新設、増設に関わらず3年間100%の課税免除の措置を受けられるようにしています。

今まで増設の場合1年度目は100%、2年度目は50%という形でしたが、新設、増設の区分をなくして、3年度間免除するという形になっていますので、企業にとっても、町にとってもメリットがある改正だと思います。

○議長 日高 直幸君

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

企業の規模拡大とか、そういうものの増設等々ということで、町内の雇用促進に繋がればよりメリットがあるのではと思います。今回の改正はハードルが高くなったように思いますが、そういう内容も十分企業の方にも説明をして頂いて、十分に運用して頂きたいと思えます。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第53号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第54号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

原 哲也君。

○2番 原 哲也君

先般、行政外部評価委員会等から、この施設を廃止するようという評価をなされています。今は閉鎖されていると思いますが、この後この施設はどのように使われるのか、また売却されるのか等を教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

この改正案が可決されたということになりますと、土地、建物等を含めて、今までの行政

財産から普通財産ということで、総務課の方の管理になろうかと思っております。

総務課として現在明解な方針は持っていませんが、移管後については事故のないように、適切な管理を行い、どのようにするのが一番ベターなのか、皆さんの意見を聞きながら考えて行きたいと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

原 哲也君。

○2番 原 哲也君

この施設の面積は7000平方メートル以上あるかと思えます。町として跡地に何か施設を考えておられるのか、完全に売却するのか、売却をすれば、半分か3分の1でも区切って売る可能性があるのでしょうか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

今のところ計画はないと申しました。売却ということであればよろしいと思えます。これが土地だけということであれば買い手があるかなと思っておりますが、建物については、耐用年数も大分過ぎていきますので、これが適切な価格で売れるのかどうかということも考えています。

一体的に売るのが一番よろしいかと思えますが、そういう買い手が付けば一番ベターなかなと考えています。そのところも含めて適切な計画、方向性を示して行きたいと考えていますので、そういうふうにご理解頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

原 哲也君。

○2番 原 哲也君

今建っている建物を解体するとすれば、どのくらいの費用が掛かる予定ですか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

解体については、正式に見積もっていませんが、想定で2～3000万円程度必要かなと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

解体の予定も、今後どのように扱うかという方針は立っていないということですが、この建物に関して、存続を求める団体もあったのではと思います。その他にも、六ヶ岳に登る時に、途中で休憩場にしたり、トイレを借りたり、年中使うわけではないのですが、年に1回とか使っている団体の方もおられると思います。確か小学校の遠足でも使っていると思いま

す。そういう分の対応については、どのように考えているのでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先ず建物はこの条例が議決を頂ければ、現在休止、廃止ということになります。当然施設としては廃止するという事で動いています。将来的に処分も含めて検討するという事で考えています。

今言われましたトイレ等を登山される方が一時的に利用し使われています。こういうことに関しては、不都合を与えないために、トイレの位置も変更しようという事で段取りはしています。水等も不足になりますので、補給方法等も簡易的ですが整えて、そういう方達の便宜は今後も図って行きたいと。ただ最終的に処分ということになれば、位置関係も変更ということになって来ますが、その時点で考えて行きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

建物自体も休憩場として、雨除け、日除けも含めて、一時的ですが借りている方がおられると思います。トイレと水については、副町長が言われたようにされるのでしょうか、長谷別館については、利用されている方がるので、その点についてはどのように考えているのかと、先程言いました存続を求める団体というのがあるのか教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

使いたいという方はおられましたが、基本的にその団体については8月より休館しますと。その後、議会に掛けて廃止するという事でご理解は得ています。

先程言われました休憩所ですが、どの程度の利用者の頻度かというのは、カギの施設等、色々な問題が起きますので、こういう部分を十分検討しないと対応が難しいのではと思いますので、そういう利用状況の把握が出て来ていませんので、把握した上で、どう対応し検討すべきかと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

利用状況を調べられて、頻度が少ないからということではなく、年1回しか使わないにしろ、あそこを利用されている方がおられるわけで、そこも是非勘案されて、よりよい方向でして頂きたいと思います。その方向性が決まりましたら、今まで使用されていた団体等が分かりましたら、是非周知の方をよろしくお願ひしたいと思います。その点はどうか。

○議長 日高 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

利用されている方ということでの質問でした。今別館の方は宮本洲鳳会というのが第1、第2、第3金曜日に使っています。月に一度ですが、食進会が第2土曜日に使っています。鞍手俳句の会が月1回、鞍手囲碁友会が1回、土曜囲碁が1回、今年は南陵太鼓の合宿で使いました。それくらいが使われています。以上です。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

議員のご質問を教育課長が申しあげましたのは、これまで利用していた団体ということで、こういう団体には周知して来たということで休館、廃止ということは十分伝えているということです。

一寸休憩等に利用されている部分については、把握出来ていませんので、そういう方達がどういうルートでどう行っているかということもございますので、確認出来ましたらそういう周知もやって行きたいと思えます。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第54号は総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第55号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第3号を議題とします。

先ず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の10頁をお開き下さい。

2款 総務費について10頁から14頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

10頁の財産管理費の工事請負費についての中身を教えてください。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

これについては、鞍手駅前の点字ブロックを改修するという工事です。電算室の移設工事で2件を上げています。以上です。



○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

電算室の移設というのは、具体的にどのように考えていますか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

現在2階にございます電算室を、今回新しく電算を入れ換えようしているところがございます。これを来年の6月くらいから新たな電算機器が入って来るわけですが、これについては現在の重量が2トン半ぐらいあります。半年ぐらい併設するというふうになっていまして、ここに新たな電算機器を置くとなりますと、4トン半から5トンぐらいの加重が掛かるといふこととなりますと、この電算室は持たないだろうということが懸念されまして、1階の方のスペースを用意させて頂いて、そちらの方に新たに電算室を移すという計画のものでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、14頁から17頁まで質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

15頁の民生費の一番下の行に備品購入費と書いていますが、この内容が分かれば教えてください。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

備品購入費892万4千円、上の方に役務費、リサイクル手数料、自動車損害賠償責任保険料、自動車損害任意共済保険料。16頁の自動車重量税等の分が関連しますが、この分については県の補助金が安心子ども基金の基金がありまして、平成21年度子育て支援対策臨時特例交付金、安心子ども基金の交付の中で、うちにあった助成ということで、地域子育て創生事業に基づき、市町村が実施する事業について補助金が100%出ますということで、うちの方では車の購入ということを考えています。

養育支援、子どもの乳児の訪問から、養育支援等、児童問題等にも車を使用したいということで、県の方に申請しています。

もう1つは備品購入費の中で、地域子育て支援事業、拠点事業開催時の乳児を安全に寝かせるためのベッド購入ということで、2台分購入する予定をしています。保育所の食育の関係ですが、食育事業のため調理器具のスチームコンベクションの購入で、この調理器具は1台

で蒸す、炊く、ゆでる、焼く、煮る、揚げる、炒めるという万能調理器具ということです。これを3園に1台ずつで3台買うようにしています。

衛生管理のため、熱風器具消毒保管庫の購入を合わせまして、総事業費が906万6千円。歳入の6頁にも上がっていますが、県の補助金として、その分を充てるということです。県との協議中で、こういうものが補助対象になりますよということで、一応内示は頂いております。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

14頁の下の方に、障害者自立支援費の中で、生活介護費追加が1千万円程ありますが、下に身体障害者施設支援費減948万円。知的障害者施設支援費減773万円と、大きな額で消されていますが、その辺が分かりましたら説明をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

自立支援費の関係は、利用者数の変更等によりまして増減がありますが、その中で、今言われるような分については、旧体系から自立支援法の新体系の方に移行したところがありますので、新体系の施設に移行したということで、その分が減額になり、増減があるということでございます。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

今旧体制から新体制へということでございますが、これだけのお金が大きく動くとすれば、新の方はどのような状態か分かれば説明して下さい。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

旧体系といいますと、施設に入所すると入所支援費ということで上がっていましたが、新体系になりますと、昼の部、夜の部ということで、サービスが分かれて来ます。昼の部についてはデイサービス、生活介護という部分に含まれて来ます。

夜の部は居宅費ということで、夜の宿泊、食事等、新体系の場合はそのように分けられるということでございます。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

17頁の2目、し尿処理費の修繕料追加を説明して下さい。

○議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

説明いたします。

し尿処理費の工事費については、例年4月から9月までの工事を行うものについて、当初予算で計上させて頂いております。

10月から翌年の3月までに工事を行う分に関しては、例年9月の補正で計上させて頂いておりますので今回補正しています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

主なものというのは、どういうものがありますか。

○議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

主なものでは乾燥焼却設備定期修理、脱水機定期修理2台分、脱水機免疫総ポンプ定期修理2台分等がございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について、18頁から20頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から11款 災害復旧費について、21頁から25頁まで質疑ありませんか。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

23頁の教育費、定時制高校管理費の設計管理委託料が300万円程上がっていますが、その中身について教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

この300万3千円でございますが、鞍手分校の耐震補強工事の設計業務委託として計上いたしております。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

4 頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

4 頁から 9 頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13 番 宇田川 亮君

8 頁の指定寄付金、一級河川遠賀川に架かる水防災の充実強化寄付金 50 万円の説明をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

これについては、社団法人の九州建設弘済会というところから、弘済会というのは建設事業の円滑な推進を図りまして、国土開発の発展に寄与することを目的として設置された団体の公益法人でございます。その寄付金でございます。

この公益法人から、収益事業、公益事業を行っているわけでございますが、公共を目的のために活用して頂きたいということと併せて、一級河川であります遠賀川に架かる鞍手町の水防災の充実強化のために、50 万円を寄付したいというふうな申し出がございましたので、私の方は受けるということにいたしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13 番 宇田川 亮君

これについての 50 万円ですが、町はどのような使い方を考えているのかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

これについては、21 頁に水防用資材購入費追加ということで 50 万円上げています。これについては、水害に遭った時に道路冠水といったところのために、ウマ、狩猟用の電灯、ウマにも電灯を付けて、あぶなくないような形のものをするということで、そういうものを購入するような、消耗品を買うようにしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13 番 宇田川 亮君

特に縛りはないということですね。

別の質問ですが、4 頁の地方交付税は補正で 1 億 8 5 3 5 万円、普通交付税が上がっています。それから 9 頁、臨時財政対策債 4 7 0 0 万円追加と。この 2 点については全国的に当初の計算よりも、どの自治体も入って来るお金が増えています。これを全て財政健全化に使うのではなく、折角増えている分は町民にサービスとして返して頂きたいと思いますが、この点

についてはどう考えていますか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

交付税が増えたということで、それを住民サービスにということでございます。今後予算編成をする中で、こういう部分を加味しながら検討して行くこととなりますが、現状では1年間の予算を組むのがぎりぎりです。

昨年、一昨年に一時借入という状況が起きていますが、その中である程度財政を健全化するためには、財調も必要かと思っておりますが、23年度予算も視野に入れながら用途については検討すべきかと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

言い方は悪いのですが、これは棚ぼた的などころもあると思います。町が当初考えていた地方交付税の算入等から比べると、当時は、今年度はそれで運営しようと考えていたわけで、その部分については今年度予算で多く入って来ているわけですから、今年度予算でも町民サービスの方を是非考えて頂きたいと思えます。

財調の方も歳入の方で繰入るといふことにもなっていますし、その分を是非前向きに、今年度予算で考えて頂きたいと思えますがどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

確かに交付税は、今回額が大きかったのですが、当初予算では想定として例年抑え気味な予算という言い方が悪いのですが、臨時財政対策債も県の説明で、当初このぐらい見込んで下さいと、多分これぐらいでしょうという話もあっていました。

12月補正で病院の繰出金とかの大きな額も出て来ます。こういうことも考えて財調に積んだものをどう使って行くかというのもありますし、先程も言いましたように、23年度予算がこれで組んで行けるかというのでも検討しないといけないと思っております。

先程言いました過疎対策事業でも、新規事業を取り入れれば、その分も頭に入れて予算編成ということになってこようと思えます。その時点で十分検討して行きたいと。事業をすることも住民サービスの増加ということも考えられますので、そういう部分で検討して行きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

4頁の地方交付税の額についてお尋ねいたします。

今年の7月に交付税の総額が24億700万円と決まっています。それを当該補正予算にどのように反映しているのかお尋ねいたします。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

地方交付税については、7月23日付けで本年度の限度額の確定通知がありました。これで普通交付税の追加ということで、今回1億8千万円を上げているところです。

○議長 日高 直幸君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

トータル的に24億700万円と公表しています。私は新聞で24億700万円と決定されています。トータルが分からないからお尋ねしています。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

地方交付税の中身としては、普通交付税が1億8448万5千円。特別交付税が3億8276万円と合わせて、臨時財政対策債が今回の補正によりまして4億2123万8千円となりますので、この部分の合計というふうに考えます。

臨時財政対策債については、地方交付税の一部と考えられますので、そういう形になるかどうかと思います。

○議長 日高 直幸君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

私が言っているのは、7月に実質交付税額の、県も合わせて各市町村を決定して、数字を示しているわけです。内容は12.6%増になっていると。これは民主党が政権を取った中で、若干地域活性化のための特別なものが付いて12.6%と伸びたのだらうと思います。

総額は24億700万円と発表されているわけで、提案説明の中でもこういう形でしたということを説明されていましたが、予算にどのように反映して来るのかということをお尋ねしています。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

こういう交付税が予算上にどう反映しているかということでございます。歳入と歳出の調整しながら予算編成をします。その中で教育費の耐震、緊急経済対策等も含めて、主に予算編成をしていっています。

特にこの部分ということではなく、例年どおりの経常経費の分と、新たに取り組んでいる新規事業という国の経済対策の伴って取り組んだものを予算化しているという状況でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

私はそういう質問をしているわけではありません。24億700万円が決定しているわけで、提案説明の中で、こういう形で地方交付税が増えていますというものは承知していましたが、24億700万円はどのような形で予算書に反映しているのかとお尋ねしています。

○議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

20年度まで財政担当をしていました篠原です。久保田議員が言っているのは、24億700万円は普通交付税当初予算18億、今回1億8535万8千円補正していますので、19億8535万8千円に事業債が4億2238万円になります。これを足しますと24億700万円になります。この分は予算計上されています。された分に関しまして財政調整基金に積み立てておりますし、財政調整基金繰入金の減額を行っておるところでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

同じく地方交付税のところですが、棚ぼた式ではありませんが、思わぬ1億8千万円増えているということですが、地方交付税の場合は測定単位があって、掛ける単位費用等がいくつもあって合計で出て来るわけです。ですから、どこが中心となって1億8千万円増えたのか、この額がまとまって来ているわけではないと思いますが、その辺はどうですか。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

今回普通交付税が延びた理由としては、基準財政充用額に対して、基準財政収入額が不足する部分で地方交付税が交付されていますが、基準財政収入額が前年度と比較しまして1億843万円減少しています。

その中身としては、景気低迷等により法人税割が1846万1千円、所得割で5560万3千円、償却資産で2048万2千円等が減額になっています。これで大体1億ぐらいになります。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

約1億円が町の収入の減少を埋め合わせるための地方交付税ということになります。そうすれば、今の説明がなされたように、なかなか住民サービスに回りにくいということになると思いますが、それでも後8500万円ぐらいはあるので、これは何某かのところで増えているのだらうと思いますが、その辺は分かりますか。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

大きなものから申し上げましたが、1千万円を超える部分では県交付金が1632万3千円という部分があります。それ以外でも市町村のたばこ税とか、利子割交付金、配当割交付金といったものも減額になっています。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

大体税収の減額を埋め合わせるということの理解に立っていいのかなと思います。先程も宇田川議員の方からもありましたし、過疎地域による過疎債の話もしましたが、出来れば折角22年度で来た交付税です。補正予算を見れば全額積み立てるということにほぼなっていますので、当年度の期間もあまりありませんが、12月の補正の中でも、22年度の目玉は殆どないのです。何か1つか2つでも考えて頂ければいいのではと思いますが、答弁があればお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程も答弁しましたように、12月補正では大きな補正要因というのが病院で出て来きます。そういうものである程度余力がないと、23年度の予算が編成出来るか、こういう部分を懸念していますので、それを見据えた上で来年度予算をしっかりと組んで行きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

全般についてですが、第4次行財政計画で、5年間で25億円不足するために、これを少しでも減らすのに緊急財政プランを作成して、14億は減らせると、それでも11億は不足するというございました。



今回第4次計画が終了しまして、92%の達成率ということでございまして、かなりの達成率だったと思います。それでも100%ではないということでございます。

先程から言われて来ていますように、少し交付税等が、そういう面で手当がされて来ているということでございますが、最終的に4次が終わった時点で11億不足することになっていたのが、今どういう状況にあるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

第4次行財政改革で25億不足する部分で、効果として14億あったと。あと10億から11億ぐらいが不足したのではないかとということで、これはどういう資金から支出したのかというご質問だと思っております。これについては16年度に私の方で基金がある程度ございました。それが5年間の間で10億ぐらいが減少したということでございまして、基金を使わせて頂いて、この25億に充てたという形でございます。

この行財政改革を進めた中では10億の基金が減って行ったということになるかと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

その計画期間内で財政調整基金が16億あったのが、それが不足の穴埋めしたものであるという回答でございましたか。

現在の財調の総額を教えてくださいたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

財政調整基金だけでございませぬ、基金が10何個ございます。減債基金とか、退職基金というもののの中から使わせて頂いたということでございます。現在の財政調整基金の額はということでございますが。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今回の補正の中で4億7千万円程になっています。先程申しましたように12月補正で1億5～6千万円は歳出予定が控えているという状況でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第55号は総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第56号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第57号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第2号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第57号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第58号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第58号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は民生産業委員会に付託することに決定しまし

た。

次に日程第8 議案第59号 平成21年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第59号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置しこれに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長互選のため、ここでしばらく休憩します。

休憩 14時01分

再会 14時20分

○議長 日高 直幸君

会議を再開します。

特別委員会、正副委員長の互選結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 長友 浩一君

それでは報告をいたします。

委員長 久保田正之議員。副委員長 岡崎邦博議員。以上でございます。

○議長 日高 直幸君

以上のように決定しました。

次に日程第9 議案第60号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第60号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第61号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第61号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第62号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

**○13番 宇田川 亮君**

所管であります、1つだけ聞いておきたいと思います。

かんがい基金ですが、この施設を維持管理して行く上で、ポンプ等が何年か置きにオーバーホールしたりとかということで、相当額が掛かって来ると思います。

基金の状況を見ますと、20年度末残高に対して21年度末残高が少しではありますが減っています。かんがいの基金については、これまで他の部分に使って来たり、横領もありましたが、それは別としても運用してその利益によって維持管理して行くというためのものだったと思います。

先日民生産業委員会でポンプを全部見て回って来ました。使っていないポンプもあるという状況も見て来ました。少し多すぎるのかなという部分もあったのですが、そこを是非全体的に今後見直すというか、考えて行かないといけないと思います。これは関係団体等もありますので、所管課だけではなかなか厳しいのではと思います。

これは町長にお聞きしたいのですが、今後ポンプの使用について、このポンプ場、排水機場にはこれだけ必要なかどうかというものも含めて、一度見直す必要があるのではというふうに思いますがどうでしょうか。

**○議長 日高 直幸君**

町長。

**○町長 柴田 好輝君**

今ご指摘がありました議員さんの質問ですが、今11基のポンプについては、日々管理しながら利用状況を常にデータを取りながらやっているというのが現状でございます。オーバ

一ホールの時期の来ているものもありますが、時間的に延ばせるものは延ばして行きたいと思いますが、そのポンプ1つが壊れると大変町民にご迷惑を掛けますから、そういうことを含めながら最大限の管理、修繕の関係も延ばせるものは延ばしてという、農政環境課の方に徹底した指示を出しているというところがございます。当面はいろいろオーバーホールの時期に来ているということも承知しています。これは迷惑を掛けないように、確かに基金も借りています。最終的には、ないならないで町が責任を持ってやらないといけない。

運用は当初金利運用だったのですが、今はこういう低金利ですので若干食い込んでいますかなと思います。一時は金利が上がったから良いと思っていたら、またそういう状況であるということは理解していますので、その辺は答弁でご理解して頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

かんがい基金の277頁の基金の状況についての説明欄にあります34億1404万3239円の内、1億2723万2280円については職員の横領により不足しているが、債務は存在しているので減額措置は取っていないと。これと同じように、地域福祉基金が2万円不足、谷山池パイプラインも4千万円不足ということでございますが、入る見込みがないと思います。

これを何時まで続けるのか、その辺の状況で一番適正なのは何なのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

お答えいたします。

この職員の横領によりまして、こういった不足があるということでございます。これについては前収入役、会計管理者は損害賠償請求に応じて支払を受けています。

本人の梶原については今収監されていますが、これについては請求しているところがございますが、未だに100万円程度しか収入があっていません。これについては、収入がないということでもって、これを免除するというわけには行かないと思っております。請求時効というのがございますので、時効に合わせて債権が消滅しないような形を取って行かなければ、住民の皆様のご理解も得られないだろうと考えています。

この起債を何時まで続けて行くのかというご質問だろうと思っておりますが、これは長時間に亘って梶原にも請求しながら、そしていよいよどうにもならないという形になるまで続けて行く必要があるのではと、私個人的には考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

本人は今収監中でございます。しばらく出て来ないと思いますが、出て来たにしても働いて得た収入の中から生活に必要なものを除いて、少しずつ払っていくわけでございます。到底一生掛かっても払うことは出来ないと思います。

一旦欠損金で処理して、入れば入ったということで、これを再度補填して行くというような方法もあますが、そういう方法は取れませんか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

欠損金という形が良いのかどうか、これは住民感情もあろうかと思っております。取れないということは考えられますが、起債したからといって事務的に増えるわけでもないと思いますので、これはこういう形があるのだというふうに、明解に示しておく必要もあるのではと思っております。ただそういうご意見があるということで、この処理の仕方については皆様との協議を経ながら、どのようにしたら一番いいのか、これはこれからの検討課題だろうと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

今のところの関連ですが、香原議員の考えはあるのですが、私自身は総務課長から答弁がありましたように、これは鞍手町が存続する限り、また梶原が生きている限り記載すべきと。梶原が80才になって、急にどこからか資産が転がり込むということだってあるかも知れないし、命ある限り記載して取れる時には取るという姿勢を示さないと、総務課長が言われたように町民が納得しないと思います。これはどういうことがあっても取るという姿勢を常に鞍手町は持ち続けることが大事だろうと思っておりますが、如何でしょうか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

私も個人的には岡崎議員の考え方と同じでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第62号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第12 議案第63号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第63号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第13 議案第64号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第64号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第14 議案第65号 平成21年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第65号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第15 議案第66号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第66号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第16 議案第67号 平成21年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

21頁、固定資産明細書とあります。ここに有形固定資産明細書というのがあるのですが、20年度までは、新規取得資産及び除却資産の内訳というのが下に載っていたのですが、この記載がなくなっています。

資産減耗費、資産をなくしたものの内訳が分からないし、新規取得資産の中身がよく分からないわけです。固定資産の明細書と合わなく数字が出にくくなっています。どうしてこの記載がなくなったのかが1つと。

もう1つは、資本的収入及び支出の部の記載もなくなっています。これで資本の関係もよく見えにくくなっています。何故記載がなくなったのかをお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

前年度までは今言われるように下に表がありました。今回は一応減耗費ということで、右側に固定資産を表示するようにいたしています。

他意はございません、こういう表を今年度から採用するようにしましたので、こういう結果になっています。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

今は情報公開の世の中です。流れが逆行しているわけですよ、数字が追えなくなって、全然わからないのです。今まででしたらこの有形固定資産明細書の中の当年度増加額が、新規取得資産に合致します。それと今まででしたら建設改良事業の概要というのが、21年度、11頁、12頁に載っています。これとの関係も見れば大体数字は追えるのですが、ここが抜け落ちているので全然数字が追えなくなっています。どう計算しても合わないのです。



他意がないということは、故意にこういうものを出さなくなっているのではという感じを受け取らざるを得ないのです。全く今の世の中の流れと逆行して、数字が追えないようになっているので、21年度の新規取得資産及び除却資産の内訳と、資本的収入及び支出の部についても資料を出して下さい。出してもらわないと追えません。

聞こうと思ったのは11頁、12頁です。営業用固定資産購入費、施設改良費、建設仮勘定と。これで大体当年度の増加額が出て来るのです。これが合わないのです、どう計算しても合いません。この説明は今出来ますか。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

今手元に資料がありませんので後程報告したいと思います。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

同じところですからお尋ねしますが、固定資産額が今年度は2千万円程増加しているのですが、減価償却は例年どおり前年より少なくなっています。その辺も普通でしたら追えるのですが、それも減価償却との関係も追えないのです。これはどうして固定資産そのものは増えているのに、今年度も同じように減価償却が減っているのですか。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

減価償却については建物、構築物、建機械、車両、工具等が前年どおり減額しています。一番下は建設仮勘定、これは設計業務委託を今年度行いました。これはまだ供用開始後に減価償却しましたので、この分が1800万円増えているということでございます。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

別のところでお尋ねします。

11頁、施設改良のところでは水質自動測定装置建設工事が840万円あります。これは何社で入札をしたのかをお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

何社というのは、今ここに資料がありませんので分かりません。

○議長 日高 直幸君

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時41分

再会 14時45分

○議長 日高 直幸君

会議を再開します。

総務課長に只今の質問の答弁を求めます。

○総務課長 阿部 哲君

指名をした業者は6社でございます。2社が現説を欠席されたということで、辞退扱いにしています。4社で入札をしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

同じ名称で水質自動測定装置設置工事を17年度でも行っています。17年度は630万円で設置されているわけです。それと中身が同じかどうか分からないのですが、その辺が分かるかどうかは1つと。今回6社の内2社が現説を欠席して、4社で入札ということになっているようですが、ここで設置をされた、ふそう建設工業九州支店は、先日香原議員の方からも一般質問がありましたが、談合の噂があるということで12社中の4社が残っているということですが、この会社が4社の中に残っているということはあるですか。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

金額の17年度と今年度の差額については、17年度は室木の加圧ポンプを室内で設置することで、機械自体は同じですが外壁の工事とか。今回は中央公民館をしていますので、電柱の立て込み、柵等の費用が増えたので前回より増えたということになっています。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

今回の浄水場の改良工事において4社が残っているが、このふそう建設が残っているかということでございますが、ここの資料はありませんが記憶では残っていると思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎邦博君。

○6番 岡崎 邦博君

どうもスッキリした入札が出来ていないですね。この水質自動測定装置設置は17年度の時はどこの会社がこれを落札して、設置したかもお尋ねしたいと思います。今回この設置でも2社が欠席で4社と。今回噂になっているものについても8社が欠席して4社ということになっています。指名された業者が何処かは委員会審査の時に尋ねたいと思

いますが、水質自動測定装置設置の予定価格も公表はされていたと思いますが、予定価格は公表されていたかどうかの2点についてお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

17年度の工事入札がありますが、ふそう建設工業が落札をしています。今回については予定価格の公表をしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第67号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第17 議案第68号 平成21年度鞍手町病院事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

香原 暹君 。

○3番 香原 暹君

21年度鞍手町病院事業損益計算書の3頁ですが、これを見ますと当年度純損失が9300万円余り、前年度の繰越欠損金が1億3233万9348円で、トータルで当年度未処理欠損金が2億2434万1147円ということになっています。

この額は医業収益24億7113万493円に対して約9%という数字になっていますが、かなり高くなっております。今後これをどのように減らして行き、病院事業会計を建て直して行くのか、その辺をお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

病院事務局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

お答えいたします。

21年度で未処理欠損金2億2434万1147円ですが、これの主な原因としては整形外科医の常勤医師が引き上げたということですが、当年度も今のところ常勤医師の来る見込みはありません。しかし当該年度は2億2千ですが、22年度の今現在診療等の看護基準10対1と取りました関係で、昨年から見ますと月に約1千万円の収益増になっています。7月末で約4千万円出ています。

このままでは当然２億２４００万円、昨年から見ますと大体３千万円ぐらいの収益増の収益になるのではないかと思います、基は２億２４００万円ですから整形外科医の常勤を引っ張って来るとということが第一前提だと思います。

来週から１人非常勤の整形外科医を、今度は産業医科大学でなく、別のところから来るように今日内諾頂きました。一寸高名な先生ですので、そういう先生からつてを頼って整形外科医の常勤医が来れば良いなど、来れば当然その辺りの赤字は解消出来るのではと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○３番 香原 暹君

町立病院では整形外科の常勤の先生がいないということで、鞍手町民の方も町立病院では一寸心配ということで、余所の病院に行っている方が随分おられます。中間の病院で中村病院が有名らしくて、かなりそちらに行っているのではないのでしょうか。

一刻も早く常勤の整形外科の医師を呼んで来ることが近々の課題だと思いますので、その辺は是非努力をお願いしたいし、執行部におかれましても病院だけにお任せせずに力を尽くして頂きたいと思います。その辺は如何でしょうか。

○議長 日高 直幸君

病院事務局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

整形外科の患者さんが何処に行っているかは掴んでいます。救急係が新水巻病院、それと中間の駅の裏に中村というのがあります。ここは有名ですから、ここに行っていることは知っています。

町の執行部と一緒に医師の招へいと、当然私の方が大学の教授等にお会いする時は町長にもご足労願うようお願いはしています。ただ先方側が院長と局長が良いですよと言われる時は町長にはお願いしていませんが、産業医科大学の整形の教授にお会いする時は町長、院長、局長で行っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第６８号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第６８号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第１８ 議案第６９号 平成２１年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
只今議題となっている議案第69号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第69号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第19 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成22年度固定資産税課税免除を議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
只今議題となっている議案第70号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第20 議案第71号 鞍手町道路線の認定を議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
只今議題となっている議案第71号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第71号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第21 議案第72号 鞍手町道路線の認定を議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○13番 宇田川 亮君

これは請願でも出ていた部分ですが、道路整備については今後どのように考えているのか

教えてください。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今回認定しますが、道路区域が確定したということで町道の認定ということで提案いたしています。

今後の整備については、他にも町道認定をしてそのままの路線もございます。そういう部分がありますので、道路整備についても過疎で上げるとすればこれに上げて行きたいと、改良というものもあります。そういうものがありますので、そういう条件整備が先ず前提になると思いますのでその後ということで、現時点ではいつ頃ということまではお答え出来ません。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第72号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第72号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第22 議案第73号 鞍手町道路線の認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第73号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第73号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第23 議案第74号及び日程第24 議案第75号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第23 議案第74号及び日程第24 議案第75号の2件について一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 3 議案第 7 4 号は鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第 3 3 工区）請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事（第 3 3 工区）は、8 月 2 3 日から 7 共同企業体で指名競争入札の結果

水摩・高木共同企業体

共同企業体代表者 鞍手郡鞍手町大字中山 3 8 2 3 番地  
有限会社 水摩組 代表取締役 水摩 敏男

共同企業体構成員 鞍手郡鞍手町大字新延 2 7 3 0 番地 2  
有限会社 高木組 代表取締役 高木 康守

が落札し、契約金額は 9 3 9 1 万 2 千円

工期は平成 2 2 年 9 月 1 7 日から平成 2 3 年 3 月 1 5 日までの 1 8 0 日間として契約を締結するものであります。

以上が議案第 7 4 号の提案説明であります。

次に日程第 2 4 議案第 7 5 号は鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第 3 4 工区）請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事（第 3 4 工区）は、8 月 2 3 日、6 共同企業体で指名競争入札の結果、

大山・マツザイ共同企業体

共同企業体代表者 鞍手郡鞍手町大字新延 2 6 0 3 番地 1  
大山土木株式会社 代表取締役 大山 忠雄

共同企業体構成員 鞍手郡鞍手町大字中山 2 8 0 0 番番 1  
マツザイ建設 代表者 松原 在成

が落札し、契約金額は 7 5 5 2 万 9 9 0 0 円

工期は平成 2 2 年 9 月 1 7 日から平成 2 3 年 3 月 1 5 日までの 1 8 0 日間として契約を締結するものであります。

以上が議案第 7 5 号の提案説明であります。

以上日程第 2 3 議案第 7 4 号及び日程第 2 4 議案第 7 5 号の 2 件の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

これより質疑に入ります。

日程第 2 3 議案第 7 4 号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第 3 3 工区請負契約の締結を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第 7 4 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第24 議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事第34工区請負契約の締結を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第75号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日9日から13日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日9日から13日までの5日間は委員会審査のため休会することとします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 15時06分



平成22年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
平成22年 9 月 14 日（火）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成22年 9 月 14 日 午後 0時58分				日高直幸	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成22年 9 月 14 日 午後 1時24分				日高直幸	
出席及び 欠席議員		氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正彦	出欠			
	出席 13人	5	武谷保正	出欠		
	欠席 0人	6	岡崎邦博	出欠		
	欠員 0人	7	日高直幸	出欠		
		8	田中二三輝	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	川野高實	出欠			
会議録署名 議員	5番	武谷保正		6番	岡崎邦博	

職 務 席	議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	渡辺智文	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	原繁幸	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	岡松要一	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	白石秀美	出欠
	総務課長	阿部 哲	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	松澤 守	出欠	病院事務局長	中野真路	出欠
	税務住民課長	熊井照明	出欠	教育課長	平瀬研一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成22年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月14日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第56号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第57号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算(第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第58号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第71号 鞍手町道路線の認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第72号 鞍手町道路線の認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第73号 鞍手町道路線の認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第52号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定  
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第53号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第54号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第55号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成22年度  
固定資産税の課税免除  
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事  
(第33工区) 請負契約の締結  
(総務文教委員長報告)

- 日程第13 議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事  
(第3 4工区) 請負契約の締結  
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 陳情第2号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情  
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 陳情第4号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情  
(民生産業委員長報告)
- 日程第16 陳情第6号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と  
国土交通省の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情  
(民生産業委員長報告)
- 日程第17 陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情  
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 閉会中の継続事件

平成22年9月14日（第4日）

開議 12時58分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第56号から日程第6 議案第73号までの6件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号。

議案第57号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第2号。

議案第58号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号。

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、何れも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に議案第71号 鞍手町道路線の認定。

議案第72号 鞍手町道路線の認定。

議案第73号 鞍手町道路線の認定。

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、何れも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第57号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第58号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第71号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第72号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第73号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第57号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第58号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第71号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第72号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に議案第73号 鞍手町道路線の認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第7 議案第52号から日程第13 議案第75号までの7件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

#### ○6番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第52号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定。

議案第53号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例。

議案第54号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第55号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第3号。

議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成22年度固定資産税の課税免除。

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、何れも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第33工区)請負契約の締結。

議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事（第34工区）請負契約の締結。

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、何れも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第52号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第53号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第54号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第55号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第70号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第74号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第75号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第52号について討論はありませんか。

香原議員。

○3番 香原 暹君

私は議案第52号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定に賛成の立場で討論を行います。平成22年4月の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、本町は人口要件、財政力要件の双方の基準を超え、過疎地域に指定されることとなりました。

鞍手町が過疎地域に指定されたことは、決して喜ばしいことではありませんが、しかし、同法第1条に、その目的として「この法律は人口の著しい減少にともなって地域社会におけ

る活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別処置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする」とあるようにこの制度を本当に生かして計画を着実に実施するならば、過疎地域に指定されたことは決して悲観すべきことではなく、むしろ鞍手町再生の又とないチャンスであると思うのであります。

とは申しましても、過疎地域指定から半年足らずで、性急に立案することになった点は重々承知の上で、敢えて苦言を呈するならば、この計画は総合計画の焼き直しであり、大変網羅的で、具体性に欠けていると言わざるを得ないものであります。

この議案の審査を付託された総務文教委員会でも、多くの委員より、せっかくの過疎法であるので、これを町の再生に向けて積極的な取り組みを行うべきではないかという意見が出されましたが、私もその通りだと思います。

まさにこの法律の目的である住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正という目的を達成するために、具体的な効果のある事業を積極的に展開していくように望むものであります。そのことを申し上げ、この計画案に対して賛成するものであります。以上です。

**○議長 日高 直幸君**

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

次に議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。



これから採決を行います。

議案第52号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第53号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第54号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第55号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成22年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第33工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長の報告のとおり同意されました。

次に議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第34工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長の報告のとおり同意されました。

次に進みます。

次に日程第14 陳情第2号から日程第16 陳情第6号までの3件を一括して議題とします。

本陳情は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

### ○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第2号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情。

陳情第4号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情。

本委員会は6月2日に付託された上記の陳情を審査の結果、何れも不採択と決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

次に陳情第6号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と、国土交通省の出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情。

本委員会は9月1日に付託された上記の陳情を審査の結果採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

### ○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第2号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に陳情第4号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に陳情第6号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に陳情第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に陳情第 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第 2 号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第 2 号を採決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手少数)

挙手少数です。よって陳情第 2 号は不採択とすることに決定しました。

次に陳情第 4 号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第 4 号を採決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手少数)

挙手少数です。よって陳情第 4 号は不採択とすることに決定しました。

次に陳情第 6 号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と、国土交通省の出先機関の存続を求める意見書の提出に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第 6 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって陳情第 6 号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

次に進みます。

日程第 17 陳情第 1 号を議題とします。

本陳情は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

#### ○ 6 番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情。

本委員会は 6 月 2 日に付託された上記の陳情を審査の結果、不採択と決定したので、会議規則第 9 4 条の規定により報告します。

#### ○ 議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第 1 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

陳情第1号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手少数)

挙手少数です。よって陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

次に日程第18 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

これより継続審査の申し出に対する質疑をお受けします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成22年第5回定例会を閉会します。

閉会 13時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 高 直 幸

議員 武 谷 保 正

議員 岡 崎 邦 博

平成22年9月14日

鞍手町議会  
議長 日高直幸

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道、及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
	議案第65号 平成21年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
	議案第67号 平成21年度鞍手町水道事業会計決算認定
	陳情第3号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の所管事務調査
	議案第60号 平成21年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
	議案第61号 平成21年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
	議案第62号 平成21年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
	議案第63号 平成21年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
	議案第64号 平成21年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
	議案第66号 平成21年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
	議案第68号 平成21年度鞍手町病院事業会計決算認定
	議案第69号 平成21年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査
議会活性化等に関する調査特別委員会	議会活性化等に関する調査
決算特別委員会	議案第59号 平成21年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定